

# 資料編目次

1	新潟市防災会議条例	1
2	新潟市防災会議運営規程	3
3	新潟市災害対策本部条例	8
4	新潟市災害対策本部規程	9
5	新潟市災害警戒本部運営要綱	35
6	警戒配備及び非常配備に関する要綱	38
7	火災・災害等即報要領	47
8	災害報告取扱要領	64
9	新潟市災害救助条例	69
10	新潟市小災害見舞金支給要綱	70
11	新潟市小災害見舞金支給基準	72
12	新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例	74
13	新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	79
14	新潟市防災行政無線局管理運用規程	84
15	新潟市自主防災組織育成指導要綱	87
16	新潟市自主防災組織助成要綱	95
17	災害時応援協定一覧	119

## 第1部 総則

図1-1-4-1	地盤高図	128
表1-1-4-2	過去10年間の観測値	129
表1-1-4-3	人口の推移	130
表1-1-5-1	過去に発生した主な地震	131
表1-1-6-1	区別の土砂災害被災人口	133
表1-1-6-2	洪水浸水想定区域の居住者人口	134
表1-1-6-3	最高津波水位	140
表1-1-6-4	津波浸水想定面積	140
表1-1-6-5	区別の津波浸水想定区域の居住者人口	140

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 震災・風水害・津波災害共通予防計画

表2-1-3-1	自主防災組織の編成及び活動形態の例	144
----------	-------------------	-----

表 2-1-10-1	デジタル防災行政無線の整備状況	145
表 2-1-10-2	同報無線	145
表 2-1-10-3	消防無線	146
表 2-1-10-4	日本赤十字社新潟県支部無線	147
表 2-1-10-5	信越総合通信局機材貸与	147
図 2-1-11-1	消防署所配置図	148
表 2-1-11-1	新潟市消防局現勢分布	149
表 2-1-11-2	新潟市消防団現勢分布	150
表 2-1-11-3	新潟市消防局加盟の消防相互応援協定等	151
図 2-1-12-1	新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域	152
図 2-1-12-2	新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域	153
表 2-1-12-1	類別危険物製造所等施設数状況	154
表 2-1-14-1	備蓄拠点、備蓄品目及び目標数量	155
表 2-1-16-1	自動通報装置の貸与・給付	158
表 2-1-16-2	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	159
図 2-1-17-1	避難場所等の役割	183
表 2-1-17-1	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	184
表 2-1-17-2	避難場所等の河川別避難可否	209
表 2-1-17-3	福祉避難所の所在地等	236

## 第2章 震災予防計画

表 2-2-3-1	法指定された土砂災害警戒区域等	242
-----------	-----------------	-----

## 第3章 風水害予防計画

表 2-3-2-1	浸水想定区域内の地下街等	252
表 2-3-2-2	浸水想定区域内の大規模工場	252
表 2-3-2-3	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	159
表 2-3-4-1	法指定された土砂災害警戒区域等	242
図 2-3-4-1	急傾斜地模式図	253
表 2-3-4-2	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	159

## 第4章 津波災害予防計画

表 2-4-1-1	津波避難ビルの所在地等	256
表 2-4-1-2	津波避難場所の所在地等	262

### 第3部 災害応急対策計画

#### 第1章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画

表3-1-2-1	特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類	266
表3-1-2-2	気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統図	278
表3-1-2-3	火災警報伝達系統図	279
表3-1-2-4	関係機関の連絡先	280
表3-1-2-5	消防庁への火災・災害即報基準	281
表3-1-2-6	消防庁への直接即報基準	284
表3-1-4-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	286
表3-1-4-2	自衛隊宿泊適地及び野営適地	287
表3-1-4-3	ヘリポート適地一覧	288
表3-1-4-4	離着陸場の標示等	290
表3-1-5-1	緊急消防援助隊応援要請連絡票	292
表3-1-5-2	緊急消防援助隊応援要請時の主な連絡先	293
表3-1-5-3	無線通信運用体制図	297
表3-1-5-4	緊急消防援助隊航空部隊及び陸上部隊の進出ルート	298
表3-1-5-5	緊急消防援助隊各進出拠点担当署	299
表3-1-5-6	ヘリポート適地一覧	288
表3-1-5-7	緊急消防援助隊航空部隊及び陸上部隊の燃料補給場所	300
表3-1-5-8	水利状況	301
表3-1-5-9	緊急消防援助隊に係る発災日より4日目以降の食料品等物資の補給	302
表3-1-5-10	緊急消防援助隊陸上部隊の野営可能場所	303
表3-1-5-11	市内の救急告示病院	304
表3-1-9-1	放送機関の連絡先	305
図3-1-10-1	地震発生時における避難所開設フロー	306
図3-1-15-1	緊急通行車両の標章及び証明書	307
図3-1-17-1	指定緊急輸送道路の路線図	310
図3-1-17-2	防災船着場所在地	311
表3-1-18-1	集積・配送拠点候補施設	312
表3-1-18-2	炊き出し施設	313
図3-1-19-1	拠点給水所位置図	317
表3-1-19-1	拠点給水所（浄・配水場）	318
表3-1-19-2	拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）	319
表3-1-21-1	ごみ処理施設	320
表3-1-21-2	新潟市周辺市町村等のごみ処理施設	321
表3-1-21-3	し尿・下水道処理施設	322

表 3-1-21-4	新潟市周辺市町村等のし尿処理施設	323
表 3-1-24-1	検視・遺体安置所候補施設	324
表 3-1-24-2	火葬場	325
表 3-1-30-1	農業用施設一覧表	326
図 3-1-32-1	海岸林浸食危険箇所	332

### 第3章 風水害応急対策計画

表 3-3-2-1	雪崩危険箇所	336
-----------	--------	-----

### 第6部 事故災害対策計画

表 6-1-1-1	関係機関の連絡窓口（油等流出事故）	340
表 6-1-1-2	市及び関係機関の防除資機材の保有状況	341
表 6-1-1-3	平成9年1月2日に発生したナホトカ号重油流出事故配備体制	350
表 6-1-2-1	関係機関の連絡窓口（海上事故）	351
表 6-1-3-1	関係機関の連絡窓口（航空事故）	352
表 6-1-4-1	関係機関の連絡窓口（鉄道事故）	353
表 6-1-5-1	関係機関の連絡窓口（道路事故）	355
表 6-1-7-1	関係機関の連絡窓口（停電事故）	357
表 6-1-8-1	市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	358
表 6-1-8-2	用語の解説	362

# 1 新潟市防災会議条例

昭和37年12月22日

条例第31号

注 平成4年3月から改正経過を注記した。

(趣 旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、本市に設置する防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例15・一部改正)

(名 称)

**第 2 条** 防災会議の名称は、新潟市防災会議とする。

(所 掌 事 務)

**第 3 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新潟市地域防災計画（法第42条第1項の規定により本市の地域につき作成すべき地域防災計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に依りて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平18条例59・平25条例26・一部改正)

(会長及び委員)

**第 4 条** 防災会議は、会長及び70人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の国の地方行政機関の長又はその職員
- (2) 新潟県の知事の部内の職員
- (3) 新潟県警察の警察官
- (4) 本市の教育委員会の教育長
- (5) 本市の消防局長及び消防団長
- (6) 前2号以外の本市の職員
- (7) 本市の地域において業務を行う指定公共機関（法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の長若しくはその職員で市長が定める職にある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、防災に関する知識又は経験を有する者

6 前項第7号又は第8号の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項に規定する委員は、再任用されることができる。

(平4条例34・平10条例46・平25条例26・一部改正)

(専 門 委 員)

**第 5 条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の国の地方行政機関の職員、新潟県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(平25条例26・一部改正)  
(幹 事)

**第 6 条** 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。  
3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。  
4 第4条第6項の規定は、幹事について準用する。  
(平4条例34・平25条例26・一部改正)

(部 会)

**第 7 条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。  
4 部会長は、部会の事務を掌理する。  
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。  
(委 任)

**第 8 条** この条例に定めるもののほか、防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第22号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第34号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第46号)

この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(新潟市水防協議会条例の廃止)

- 2 新潟市水防協議会条例(昭和56年新潟市条例第3号)は、廃止する。

附 則 (平成25年条例第26号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 2 新潟市防災会議運営規程

改正 平成24年4月1日

(趣 旨)

**第 1 条** この規程は、新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、新潟市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務を代行すべき委員)

**第 2 条** 条例第4条第4項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により市長の職務を代行すべき副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

**第 3 条** 防災会議は、毎年1回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

(会議の議長)

**第 4 条** 会議の議長は、会長があたる。

(会議の議事)

**第 5 条** 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(説明聴取)

**第 6 条** 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専 決)

**第 7 条** 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

**2** 前項の規定により専決したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し承認を求めなければならない。

(部会の設置)

**第 8 条** 防災会議は、必要のつど事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

**第 9 条** 会長は、防災会議の状況の概要を記録し、これを保存しなければならない。

(幹事の招集)

**第 10 条** 会長は、必要のつど幹事を招集し、事務を処理させることができる。

(公表の方法)

**第 11 条** 新潟市地域防災計画を作成し、又は修正した場合の、その要旨の公表その他防災会議が行う公表は、新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(庶 務)

**第 12 条** 防災会議の庶務は、危機管理防災局防災課において行う。

附 則

この規程は、昭和39年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。



# 新潟市防災会議委員

令和5年4月1日現在

会長 新潟市長

	機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話 番 号	
第一号委員	関東財務局新潟財務事務所	所 長	中央区美咲町1丁目2番1号新潟美咲合同庁舎		
	北陸信越運輸局	総務部長	中央区美咲町1丁目2番1号新潟美咲合同庁舎		
	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	所 長	中央区入船町4丁目3778番地		
	東京航空局新潟空港事務所	所 長	東区松浜町2350番地4		
	新潟海上保安部	部 長	中央区竜が島1丁目5番4号		
	新潟地方気象台	台 長	中央区美咲町1丁目2番1号新潟美咲合同庁舎		
	新潟労働基準監督署	署 長	中央区美咲町1丁目2番1号新潟美咲合同庁舎		
	北陸地方整備局新潟国道事務所	所 長	中央区南笹口2丁目1番65号		
	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	所 長	中央区文京町14番13号		
	北陸地方整備局阿賀野川河川事務所	所 長	秋葉区南町14番28号		
北陸農政局新潟県拠点	総括農政推進官	中央区船場町2丁目3435番地1			
第二	新潟県新潟地域振興局	局 長	秋葉区新津4524番地1		
第三	新潟県警察	新潟市警察部長	中央区新光町4番地1		
第四	新潟市教育委員会	教 育 長	中央区古町通7番町1010 ふるまち庁舎4階		
第五号委	新潟市消防局	局 長	中央区鐘木257番地1		
	新潟市消防団	団 長	中央区鐘木257番地1		
第六号委員	新潟市	副 市 長	中央区学校町通1番町602番地1		
	新潟市	水道局長	中央区関屋下川原町1丁目3番地		
	新潟市	危機管理監	中央区学校町通1番町602番地1		
第七号委員	日本郵便株式会社新潟中央郵便局	局 長	中央区東大通2丁目6番26号		
	東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店	支 店 長	中央区東堀通七番町1017番地1 NTTプラザビル		
	日本銀行新潟支店	次 長	中央区寄居町344番地		
	日本赤十字社新潟県支部	事務局長	中央区関屋恵町11番55号 NTT東日本関屋恵町ビル2階		
	日本放送協会新潟放送局	局 長	中央区川岸町1丁目49番地		
	東日本高速道路株式会社新潟支社	新潟管理事務所長	江南区亀田早通3233番地		
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	設備部長	中央区花園1丁目1番5号		
	日本通運株式会社新潟支店	業務係長	中央区上大川前通5番町68番地1		
	東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター	所 長	中央区上大川前通5番町84番地		
	亀田郷土地改良区	理 事 長	江南区東早通1丁目2番25号		
	北陸瓦斯株式会社新潟供給センター	センター長	中央区附船町1丁目4401番地		
	新潟運輸株式会社	総務部長	中央区女池北1丁目1番1号		
	新潟交通株式会社	乗合バス部長	中央区万代1丁目6番1号		
	株式会社新潟放送	報道部長	中央区川岸町3丁目18番地		
	株式会社NST新潟総合テレビ	報道制作部長	中央区八千代2丁目3番1号		
	株式会社テレビ新潟放送網	局長兼部長	中央区新光町1番地11		
	株式会社新潟テレビ21	報道制作局報道部長	中央区下大川前通6ノ町2230番地19		
	株式会社エフエムラジオ新潟	執行役員 放送本部長	中央区幸西4丁目3番5号		
	株式会社けんと放送	経営管理部	中央区天神1丁目1番地 プラールカ3		
	株式会社エフエム新津	取締役局長	秋葉区新津東町2丁目5番6号		
	エフエム角田山コミュニティ放送株式会社	代表取締役	西蒲区巻甲2670番地1		
	株式会社新潟日报社	報道第二部長	中央区万代3丁目1番1号		
	公益社団法人新潟県看護協会	理 事	中央区川岸町2丁目11番地 看護研修センター内		
	第八号委員	陸上自衛隊第30普通科連隊	副連隊長	新発田市大手町6丁目4番16号	
		全国農業協同組合連合会新潟県本部	管理部長	西区山田2310番地15	
		一般社団法人新潟市医師会	会 長	中央区紫竹山3丁目3番11号新潟市総合保健医療センター	
一般社団法人新潟市歯科医師会		会 長	中央区紫竹山3丁目3番11号新潟市総合保健医療センター		
一般社団法人新潟市薬剤師会		会 長	中央区紫竹山3丁目3番11号新潟市総合保健医療センター		
一般社団法人新潟県銀行協会		事務局長	中央区上大川前通7番町1236番地1		
新潟商工会議所		副 会 頭	中央区万代島5番1号 万代島ビル7階		
新潟大学危機管理室		教 授	西区五十嵐2の町8050番地		

	機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話 番 号
第 八 号 委 員	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	常務理事	中央区八千代1丁目3番1号総合福祉会館	
	一般社団法人新潟市青年会議所	副理事長	中央区西堀前通6番町894番地1西堀6番館ビル	
	新潟市防災士の会	女性部長		
	新潟市防火連合協議会	婦人防火部会長		
	にいがた女性会議	運営委員		
	特定非営利法人ワーキング・ウイメンズ・アソシエーション	会 員		
	にいがたGIS協議会	会 員	中央区美咲町1丁目4番15号	
	北区自治協議会	委 員		
	東区自治協議会	委 員		
	中央区自治協議会	委 員		
	江南区自治協議会	委 員		
	秋葉区自治協議会	委 員		
	南区自治協議会	委 員		
	西区自治協議会	委 員		
	西蒲区自治協議会	委 員		

計65名

### 新潟市防災会議水防部会委員

機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話 番 号
新潟地方気象台	台 長	中央区美咲町1丁目2番1号新潟美咲合同庁舎	
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	所 長	中央区文京町14番13号	
北陸地方整備局阿賀野川河川事務所	所 長	秋葉区南町14番28号	
新潟県新潟地域振興局地域整備部	部 長	東区竹尾2丁目2番80号	
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部	部 長	秋葉区新津4524番地1	
新潟県警察新潟市警察部	新潟市警察部長	中央区新光町4番地1	
新潟市消防局	局 長	中央区鐘木257番地1	
新潟市消防団	団 長	中央区鐘木257番地1	
新潟市土木部	部 長	中央区学校町通1番町602番地1	
新潟市	危機管理監	中央区学校町通1番町602番地1	

計10名

## 新潟市防災会議幹事

令和5年4月1日現在

機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話 番 号
新潟海上保安部	警備救難課長	中央区竜が島1丁目5番4号	
新潟地方気象台	防災管理官	中央区美咲町1丁目2番1号新潟美咲合同庁舎	
北陸地方整備局新潟国道事務所	防災情報課長	中央区南笹口2丁目1番65号	
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	流水治水課長	中央区文京町14番13号	
北陸地方整備局阿賀野川河川事務所	流水治水課長	秋葉区南町14番28号	
陸上自衛隊第30普通科連隊	第三科長	新発田市大手町6丁目4番16号	
新潟県新潟地域振興局	企画振興部副部長	秋葉区新津4524番地1	
新潟県警察新潟市警察部	企画調整課企画調整管理官	中央区新光町4番地1	
東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店	新潟災害対策室長	中央区東堀通七番町1017番地1 NTTプラザビル	
日本赤十字社新潟県支部	事務局付部長兼事業推進課長	中央区関屋恵町11番55号 NTT東日本関屋恵町ビル2階	
日本放送協会新潟放送局	コンテンツセンター長	中央区川岸町1丁目49番地	
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	設備部長	中央区花園1丁目1番5号	
日本通運株式会社新潟支店	総務次長	中央区上大川前通5番町68番地1	
東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター	総務課長	中央区上大川前通5番町84番地	
北陸瓦斯株式会社新潟供給センター	供給管理グループマネージャー	中央区附船町1丁目4401番地	
株式会社新潟放送	情報センター長	中央区川岸町3丁目18番地	
株式会社新潟日報社	編集局報道部部長代理	西区善久772番地2	
全国農業協同組合連合会新潟県本部	総務人事課長	西区山田2310番地15	
一般社団法人新潟市医師会	理 事	中央区白山浦2丁目180番地5	
新潟市危機管理防災局	防災課長	中央区学校町通1番町602番地1	
新潟市消防局	警防課長	中央区鐘木257番地1	
新潟市水道局	経営管理課長	中央区関屋下川原町1丁目3番地3	
新潟市教育委員会	教育委員会事務局参事（部次長）・教育総務課長	中央区古町通7番町1010番地 ふるまち庁舎4階	

計23名

### 3 新潟市災害対策本部条例

昭和37年12月22日

条例第32号

注 平成8年7月から改正経過を注記した。

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、新潟市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平8条例27・平25条例27・一部改正)

(組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

**2** 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

**3** 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

**2** 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

**3** 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

**4** 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

**第 4 条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則(昭和45年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 新潟市災害対策本部規程

改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市災害対策本部条例（昭和37年新潟市条例第32号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、新潟市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に本部を設置する。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 気象業務法に基づく津波注意報・津波警報・大津波警報が新潟県上中下越に発表された場合
- (3) 気象業務法に基づく気象特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合
- (4) 台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生し、全市的な対応が必要な場合
- (5) 避難情報を発令し住民を安全な場所へ避難させる必要が生じた場合
- (6) 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- (7) 多数の死傷者が発生するような海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故が市内で発生した場合
- (8) 原子力事故災害により防護措置が必要となる場合
- (9) その他、市長が必要と認める場合

2 本部は、市役所本庁舎3階災害対策センターに置く。ただし、災害対策センターが被災したときは、消防局庁舎3階（中央区鐘木地内）又は災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指定する場所に置く。

3 本部長は、災害応急対策が概ね完了した場合又は災害が発生するおそれが無くなったと認める場合、本部を廃止する。

4 本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、市民に周知するものとする。

(災害対策副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、水道局長及び教育長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表に掲げる者をもって充てる。

(災害対策本部会議)

第5条 本部に、災害応急対策の実施について協議するため、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員をもって組織する。
- 3 本部会議の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長にあたる。

(部)

第6条 条例第3条第1項に基づき、本部に部を置く。

- 2 部に副部長を置く。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 部長及び副部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(区災害対策本部)

第7条 条例第3条第1項に基づき、本部に区災害対策部（以下「区本部」という。）を置く。

- 2 区本部に、条例第3条第3項に基づく区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）を置く。
- 3 区本部に区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）を置く。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 区本部長及び区副本部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(区本部の自主設置)

第8条 区長は、本部が設置されていない場合でも、必要と認めるときは、区本部を自主的に設置することができる。

- 2 前項の規定により設置した区本部は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後において災害応急対策等の措置が完了したときに廃止する。
- 3 区長は、区本部を自主的に設置し、又は廃止したときは、直ちに市長に報告するものとする。
- 4 第2条第4項の規定は、第1項の規定により設置した区本部について準用する。

(班)

第9条 部及び区本部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 班に班長及び副班長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(災害対策本部事務局)

第10条 本部に、災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

- 2 本部事務局に、事務局長及び事務局次長を置き、事務局長には危機管理監を、事務局次長には危機管理防災局長、会計管理者をもって充てる。ただし、危機管理防災局長が事務局次長の職務を行えない場合は、危機管理監があらかじめ指名した者をもって充てる。
- 3 本部事務局に事務局報道官を置き、広報課長をもって充てる。
- 4 本部事務局の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 5 事務局長は、本部長の命を受け、本部事務局の事務を掌理する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 7 事務局報道官は、事務局長の命を受け、報道対応及び広報活動の統括を所掌する。
- 8 事務局員は、危機管理防災局職員、広報課職員、会計課職員（出納担当除く）及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

（区災害対策本部事務局）

第11条 区本部に、区災害対策本部事務局（以下「区本部事務局」という。）を置く。

- 2 区本部事務局に、区本部事務局長及び区本部事務局次長を置き、区本部事務局長には副区長を、区本部事務局次長には区役所地域総務課長（東区、中央区及び西区にあつては総務課長）をもって充てる。ただし、区役所地域総務課長（東区、中央区及び西区にあつては総務課長）が事務局次長の職務を行えない場合は、副区長があらかじめ指名した者をもって充てる。
- 3 区本部事務局の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 区本部事務局長は、区本部長の命を受け、区本部事務局の事務を掌理する。
- 5 区本部事務局次長は、区本部事務局長を補佐し、区本部事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 区本部事務局員は、区役所地域総務課職員（東区、中央区及び西区にあつては総務課職員）及び区本部事務局長が指名する職員をもって充てる。

（情報担当員）

第12条 部及び区本部に情報担当員を置く。

- 2 情報担当員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 情報担当員は、本部長に対し部又は区本部の所管に係る情報を伝達し、本部長の指令等を部長又は区本部長に伝達する。
- 4 情報担当員に事故があるときは、部長の指名する者がその職務を代理する。

（情報連絡員）

第13条 情報連絡員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 部長は、部の職員のうちから情報連絡員をあらかじめ指名しておき、本部事務局に派遣するものとする。
- 3 情報連絡員は、本部事務局及び情報担当員の指示のもとに情報伝達等の事務を行う。

（連絡調整会議）

第14条 事務局長は、災害応急対策に関して各部及び各区本部又は防災関係機関と連絡調整を図るため、必要に応じて各部及び各区本部の班長、副班長又は防災関係機関の職員を招集して、連絡会議を開催することができる。

（現地災害対策本部）

第15条 本部長は、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地本部に、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置く。

- 3 現地本部長は、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 5 現地本部長は、現地本部要員の確保のため、関係する部又は区本部の職員の派遣を当該部長又は区本部長に求めることができる。

(配備体制)

第16条 本部の配備体制については別に定める。

(災害警戒本部)

第17条 危機管理監は、本部を設置する前又は設置するに至らない場合は、災害警戒本部を設置することができる。

- 2 災害警戒本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(応急対策マニュアルの作成)

第18条 各対策部各班長及び各区本部各班長は、次に掲げる事項について応急対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、本部が設置された場合の対応について具体的に定めておくものとする。

- (1) 各班の所掌事務に係る活動内容に関する事項
- (2) 他班、関係機関及び関係協定団体との連絡方法及び作業手順に関する事項
- (3) 職員の配備計画に関する事項
- (4) その他各班が応急対策を行うにあたり必要な事項

- 2 各対策部各班長及び各区本部各班長は、マニュアルを作成し、または修正した場合は、速やかに危機管理監へ提出するものとする。

- 3 各対策部各班長及び各区本部各班長は、災害時に速やかな応急対策を講ずることができるよう、マニュアルを所属職員へ周知徹底するものとする。

(標識)

第19条 本部の事務に従事するものは、別図のとおり腕章を着用するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。



附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条関係）

1 災害対策本部会議

災害対策本部長	市 長
災害対策副本部長	副市長 水道局長 教育長
災害対策本部員	危機管理監 会計管理者 北区長 東区長 中央区長 江南区長 秋葉区長 南区長 西区長 西蒲区長 政策企画部長 統括政策監 都心のまちづくり担当理事 技監 市民生活部長 文化スポーツ部長 観光・国際交流部長 環境部長 福祉部長 こども未来部長 保健衛生部長 経済部長 農林水産部長 都市政策部長 建築部長 土木部長 下水道部長 総務部長 財務部長 消防局長 水道局総務部長 教育次長 市民病院事務局長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長 農業委員会事務局長
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況、対策状況等の総合的な把握に関すること</li> <li>2 災害応急対策計画の協議、決定に関すること</li> <li>3 災害救助法等の適用協議に関すること</li> <li>4 現地災害対策本部の設置に関すること</li> <li>5 自衛隊等及び他団体等への災害派遣要請に関すること</li> <li>6 県災害対策本部との協議に関すること</li> <li>7 防災会議を構成する関係機関との協議に関すること</li> <li>8 災害情報の公表に関すること</li> <li>9 その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること</li> </ol>

2 災害対策本部事務局

事務局	班 名 構成課	分掌事務	
		初動対応期※1	応急復旧期※2
<b>災害対策本部事務局</b>  事務局長 危機管理監  事務局次長 危機管理防災局長 会計管理者  事務局報道官 広報課長	情報統括班 ○危機対策課	1 気象情報、河川情報、災害情報等の収集、伝達に関する事 2 被害報告に関する事 3 現地対策本部の組織化に係る調整に関する事 4 水防対策の総括に関する事 5 自衛隊、DMAT 等及び他団体等への災害派遣要請事務に関する事 6 県災害対策本部との連絡調整に関する事 7 防災関係機関との連絡調整に関する事 8 防災行政無線局の管理、運用に関する事 9 その他本部の運営の総括に関する事	同左
	関係調整班 ○防災課	1 被害状況、対策状況等のとりまとめに関する事 2 各部間の連絡調整に関する事 3 区災害対策本部事務局との連絡調整に関する事	同左
	庶務班 ○防災課 会計課（出納担当除く）	1 本部会議の庶務に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 本部長の指示、命令の伝達に関する事 4 災害救助法等の適用申請事務に関する事	同左
	報道班 ○広報課	1 広報対応の統括に関する事 2 報道発表に関する事 3 報道機関との連絡調整に関する事 4 災害情報のホームページ掲載に関する事 5 災害写真・映像の撮影に関する事	同左

※1「初動対応期」

大地震、土砂災害又は水害の発生直後など、被害状況が不明で、各被災現場での初動対応を優先させるべき期間（以降「4 対策部」及び「5 区本部」の表中においても同様）

※2「応急復旧期」

本部長の指示に基づき対策が可能となった期間（以降「4 対策部」及び「5 区本部」の表中においても同様）

### 3 全組織共通分掌事務

- 1 所管施設利用者の安全確保に関すること
- 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること
- 3 部内の協力に関すること
- 4 所掌事務に関し、応援協定に基づく民間団体への応援要請に関すること（平常時の連絡調整含む）
- 5 計画に基づいた応急対策マニュアルの作成と本部事務局への提出に関すること（平常時）

### 4 対策部

部	班名 構成課・機関 <small>(○を付した課・機関の長が班長。 これ以外の課・機関の長が副班長)</small>	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>政策企画対策部</b>  部長 政策企画部長  副部長 統括政策監  情報担当員 政策調整課長補佐  情報連絡員 政策企画部職員2名	企画総務班 ○政策調整課 政策企画部付 2023年G7サミット推進課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 指定都市市長会との連絡調整に関すること	左記に加え、 4 復興に向けた情報の収集及び対応検討に関すること 5 国、県への陳情の総括に関すること
	渉外班 ○秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 災害視察者、見舞者の接遇に関すること	同左
	東京事務所班 ○東京事務所	1 国等との連絡調整に関すること 2 災害視察者、見舞者の接遇に関すること	同左
<b>市民生活対策部</b>  部長 市民生活部長  副部長 市民生活課長 (市民生活班長兼務)  情報担当員 市民生活課長補佐  情報連絡員 市民生活課職員2名	市民生活班 ○市民生活課 市民協働課 男女共同参画課 広聴相談課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 食糧・物資に関する区本部のニーズの集約と対応に関すること 4 応援協定に基づく民間団体からの食糧・物資の調達・運搬に関すること 5 救援物資の受入れに関すること 6 救援物資の区本部への運搬に関すること 7 食糧・物資の調達に係る経済対策部との連携に関すること	左記に加え、 8 被災者の市民相談、陳情対応の総括に関すること
<b>文化スポーツ対策部</b>  部長 文化スポーツ部長  副部長 文化政策課長 (文化スポーツ班長兼務)  情報担当員 文化政策課長補佐	文化スポーツ班 ○文化政策課 新潟市美術館 新津美術館 歴史文化課 文化財センター 文書館 スポーツ振興課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 文化施設の使用に関すること 4 体育施設の使用に関すること 5 市民生活対策部への協力（特に食料・物資対策）に関すること	左記に加え、 6 災害記録の作成に関すること 7 市内の文化財の被害状況等の把握、応急修理に関すること

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>観光・国際交流対策部</b>  部長 観光・国際交流部長  副部長 観光政策課長 (観光班長兼務)  情報担当員 観光政策課長補佐	観光班 ○観光政策課 観光推進課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 3 観光施設の被害状況の把握に関する事 4 観光滞在者の対応に関する事  (全市のとりまとめの他、上記の所掌事務に関し、東区及び中央区内の対応に関する事)	左記に加え、 5 観光施設・滞在者への対応の統括に関する事  (全市のとりまとめの他、上記の所掌事務に関し、東区及び中央区内の対応に関する事)
	国際班 ○国際課	1 被災外国人との連絡調整に関する事 2 海外からの支援の受入れに関する事	同左
<b>環境対策部</b>  部長 環境部長  副部長 環境政策課長 (環境総務班長兼務)  情報担当員 環境政策課長補佐  情報連絡員 環境政策課職員 1 名 循環社会推進課職員 1 名	環境総務班 ○環境政策課 環境対策課 循環社会推進課 廃棄物対策課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 3 応急作業計画の策定に関する事 4 廃棄物の処分に関する事 5 応急仮設トイレの設置に関する事 6 汲み取り便槽又は浄化槽の衛生管理に関する事 7 環境対策に関する事 8 豊栄郷清掃施設処理組合との連絡調整に関する事	同左
	各清掃班 循環社会推進課 (○新田清掃センター) (○亀田清掃センター) (○巻清掃センター) (○舞平清掃センター) 廃棄物対策課 (○清掃事務所)	1 処理施設の被害状況等の把握、報告に関する事 2 廃棄物の収集、運搬、処理処分に関する事 3 応急機材、要員の出動要請に関する事 4 家庭ごみの臨時集積場の選定・設置に関する事 5 ごみ、し尿の収集状況の把握に関する事 6 所管の区本部区民生活班との連絡調整に関する事	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>福祉対策部</b>  部長 福祉部長  副部長 福祉総務課長 (福祉総務班長兼務)  情報担当員 福祉総務課長補佐  情報連絡員 福祉部職員2名	福祉総務班 ○福祉総務課 福祉監査課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 社会福祉施設の被害状況のとりまとめ及び応急対策の統括に関すること 4 社会福祉団体との連絡調整状況のとりまとめに関すること 5 避難所の開設状況のとりまとめに関すること 6 保健衛生対策部との連絡調整に関すること	左記に加え、 7 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること 8 避難所（避難所外避難者を含む）の収容対策及び管理運営の統括に関すること
	要配慮者班 ○障がい福祉課 身体障がい者更生相談所 知的障がい者更生相談所 高齢者支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課 保険年金課	1 要配慮者対策の統括に関すること 2 福祉避難所の指定、開設及び運営の統括に関すること	左記に加え、 3 国民健康保険料の減免の統括に関すること 4 国民年金保険料の免除の統括に関すること
<b>こども未来対策部</b>  部長 こども未来部長  副部長 こども政策課長 (こども未来班長兼務)  情報担当員 こども政策課長補佐  情報連絡員 こども未来部職員2名	こども未来班 ○こども政策課 こども家庭課 児童相談所 保育課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 児童福祉施設の被害状況のとりまとめ及び応急対策の統括に関すること 4 災害ボランティア活動の支援の統括に関すること 5 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>保健衛生対策部</b>  部長 保健衛生部長  副部長 保健所長  情報担当員 保健衛生総務課長補佐  情報連絡員 保健衛生総務課職員 2名	保健衛生総務班 ○保健衛生総務課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整及び総括に関する事 2 部内の被害状況及び対策状況の取りまとめに関する事 3 部内の職員状況の把握及び配備調整に関する事 4 部内の活動物品等の購入に関する事 5 部内の活動経費のとりまとめに関する事 6 部内の活動内容のとりまとめに関する事 7 部の会議に関する事 8 部内の報道対応に関する事 9 道路被害状況の把握に関する事 10 搬送車両等及び搬送要員の確保及び管理に関する事	同左
	医療対策班 ○地域医療推進課 保健管理課 健康増進課 こころの健康センター	1 D M A T等医療チームの活動状況の把握に関する事 2 医療施設の稼働状況及び被害状況に関する事 3 災害医療コーディネイトチームのサポートに関する事 4 医療関係団体等との連絡調整に関する事 5 救護所の被害状況の把握及びとりまとめに関する事 6 救護所の設置及び管理に関する事 7 避難所の巡回診療等に関する事 8 医療救護班の編成及び派遣に関する事 9 医療ボランティアの受入れ及び派遣調整に関する事 10 患者、医薬品、救護班、医療ボランティア及び部職員の搬送に関する事 11 精神科医療機関の被害状況の把握及び支援に関する事 12 こころのケアの需給の把握に関する事 13 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入れ及び派遣調整に関する事 14 薬局等の稼働状況及び被害状況に関する事 15 医薬品等供給団体の被害状況の把握及びとりまとめに関する事 16 医薬品等供給センターの設置及び管理に関する事 17 医療資器材等の確保及び管理に関する事 18 歯科医療施設の稼働状況及び被害状況に関する事 19 在宅歯科保健事業対象者の把握に関する事 20 歯科医療救護の実施に関する事 21 被災者の歯科衛生指導の実施に関する事 22 支援歯科医師及び歯科衛生士の受入及び派遣調整に関する事	同左



部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
	保健対策班 ○保健管理課 健康増進課 こころの健康センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健活動の調整に関する事</li> <li>2 保健活動報告のとりまとめに関する事</li> <li>3 保健活動物品等の把握・配布に関する事</li> <li>4 支援保健師・助産師・看護職・栄養士の派遣要請、受入れ及び調整に関する事</li> <li>5 安否確認対象者の確認、支援に関する事</li> <li>6 被災者の健康管理、心身機能低下予防に関する事</li> <li>7 被災地の感染症まん延防止対策の実施に関する事</li> <li>8 避難所の衛生管理に関する事</li> <li>9 避難所等における感染症予防対策の実施に関する事</li> <li>10 被災者への精神的ケアの連携・調整に関する事</li> <li>11 被災者の特別食・特殊ミルク等に関する情報収集及び確保調整に関する事</li> </ol>	同左
	食品衛生班 ○食の安全推進課 食肉衛生検査所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品衛生施設の被害状況等の情報収集に関する事</li> <li>2 緊急食品の安全確保に関する事</li> <li>3 給食施設及び食品営業施設等の指導監視に関する事</li> </ol>	左記に加え、 4 食中毒発生時の対応に関する事
	環境衛生班 ○環境衛生課 衛生環境研究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入浴施設の被害状況等の情報収集に関する事</li> <li>2 入浴施設の提供要請及び機会の確保に関する事</li> <li>3 入浴施設の指定及び広報に関する事</li> <li>4 入浴施設の衛生管理に関する事</li> <li>5 飲料水関連の情報収集に関する事</li> <li>6 飲料水の衛生確保に関する事</li> <li>7 給水再開時の対応に関する事・浸水被害等の情報収集に関する事</li> <li>8 自治会等への防疫用薬剤の配布に関する事</li> <li>9 防疫用薬剤の確保及び保管に関する事</li> </ol>	同左
	動物保護班 環境衛生課 (○動物愛護センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災動物の情報収集に関する事</li> <li>2 避難所における同行避難動物の飼育管理に関する事</li> <li>3 被災動物の保護管理に関する事</li> <li>4 特定動物の保護に関する事</li> </ol>	同左
	遺体埋火葬班 ○環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋火葬の実施に関する事</li> <li>2 斎場の手配・搬送に関する事</li> <li>3 遺体の保存にかかる物資の調達に関する事</li> </ol>	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>経済対策部</b>  部長 経済部長  副部長 産業政策課長 (経済班長兼務)  情報担当員 産業政策課長補佐	経済班 ○産業政策課 成長産業・イノベーション推進課 商業振興課 企業誘致課 雇用・新潟暮らし推進課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査、報告の統括に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整の統括に関する事 5 食糧・物資の調達に係る市民生活対策部との連携に関する事	左記に加え、 6 商工業者に対する被災届出証明発行事務の統括に関する事 7 商工業者に対する災害融資関連事務の統括に関する事
<b>農林水産対策部</b>  部長 農林水産部長  副部長 農林政策課長  情報担当員 農林政策課長補佐	農林水産班 ○農林政策課 農業活性化研究センター 農村整備・水産振興課 食と花の推進課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 3 農林水産業の被害調査、報告等に関する事 4 家畜伝染病の防疫に関する事 5 農業、水産業関係団体との連絡調整に関する事 6 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関する事 7 農地のたん水排除に関する事 8 農作物、水産物の確保に関する事  (全市のとりまとめの他、上記の所掌事務に関し、東区及び中央区内の対応に関する事)	左記に加え、 9 農林水産業者に対する被災届出証明発行事務の統括に関する事 10 農林水産業者に対する災害融資関連事務の統括に関する事  (全市のとりまとめの他、上記の所掌事務に関し、東区及び中央区内の対応に関する事)
	市場班 ○中央卸売市場	1 市場施設の被害状況等の把握に関する事 2 青果水産物の緊急集荷及び分荷に関する事 3 卸・仲卸業者との連絡調整に関する事	左記に加え、 4 市場機能の早期回復に関する事

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。 これ以外の課・機関の長が副班 長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>都市政策対策部</b>  部長 都市政策部長  副部長 都市計画課長 (宅地班長兼務)  情報担当員 都市計画課長補佐	宅地班 ○都市計画課 都市政策部付 まちづくり推進課 技術管理課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 3 部内調整に関する事 4 宅地等の応急危険度判定に関する事 5 建築対策部、土木対策部、下水道対策部への協力に関する事	同左
	公共交通班 ○都市交通政策課 港湾空港課 新潟駅周辺整備事務所	1 公共交通機関、港湾施設、空港施設の被害状況等の把握に関する事 2 公共交通、港湾、空港関係との連絡調整に関する事	同左
<b>建築対策部</b>  部長 建築部長  副部長 住環境政策課長 (建築班長兼務)  情報担当員 住環境政策課長補佐	建築班 ○住環境政策課 建築行政課 建築保全課 公共建築課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 3 部内調整に関する事 4 被災建築物の被害状況等の把握に関する事 5 公共建築及び市営住宅の被害状況等の把握に関する事 6 建物の応急危険度判定に関する事 7 被災建築物に係る二次災害防止指導、監督に関する事	左記に加え、 8 市施設の応急修理に関する事 9 市営住宅の応急復旧に関する事 10 災害救助法適用時の被災住宅の応急修理に関する事 11 応急仮設住宅の建設に関する事 12 応急仮設住宅入居者の選定に関する事 13 災害復興住宅資金等の融資相談に関する事

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ 以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>土木対策部</b>  部長 土木部長  副部長 土木総務課長 (土木班長兼務)  情報担当員 土木総務課長補佐  情報連絡員 土木部職員2名	土木班 ○土木総務課 道路計画課 みどりの政策課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 部内調整に関すること 4 道路施設の被害状況等の把握に関すること 5 公園施設の被害状況等の把握に関すること 6 河川、海岸施設の被災状況の把握に関すること 7 土砂災害の危険箇所、被害状況の把握に関すること	左記に加え、 8 土木施設等災害復旧事業に関すること 9 道路施設の応急復旧、仮復旧に関すること
<b>下水道対策部</b>  部長 下水道部長  副部長 経営企画課長 (下水道班長兼務)  情報担当員 経営企画課長補佐  情報連絡員 下水道計画課職員 2名	下水道班 ○経営企画課 下水道計画課 東・西地域下水道事務所 下水道管理センター  (区本部との役割分担) 北区及び秋葉区本部下水道班が所管する業務を除く	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 部内調整に関すること 4 下水道施設（農業集落排水事業施設を含む）の被災による2次災害防止に関すること 5 下水道施設（農業集落排水事業施設を含む）の被害状況等の把握に関すること 6 たん水排除に関すること 7 建設資材及び機器の調達に関すること 8 排水路の被災による2次災害防止に関すること	左記に加え、 9 下水道施設（農業集落排水事業施設を含む）の仮復旧に関すること 10 排水路の仮復旧に関すること

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>総務対策部</b>  部長 総務部長  副部長 総務課長 (総務班長兼務)  情報担当員 総務課長補佐  情報連絡員 総務課職員1名 行政経営課職員1名	総務班 ○総務課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 市庁舎及び自動車の被害状況の調査に関すること 4 市庁舎非常電源、非常回線電話の管理に関すること 5 電話交換手の非常配備に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げ等に関すること 7 緊急輸送車両の確認申請等に関すること 8 本庁舎での従事者の執務室及び駐車場の調整に関すること 9 他団体からの応援職員の宿泊施設の調整に関すること	左記に加え、 10 災害統計に関すること
	ICT班 ○情報システム課 デジタル行政推進課	1 庁舎内の電算機器の保守管理に関すること	同左
	職員班 ○人事課 職員課	1 職員配備体制及び人員の調整に関すること 2 従事者の給食、衛生管理に関すること 3 職員の健康の保持に関すること	同左
	受援班 ○行政経営課	1 他団体からの応援を要する対策部との調整に関すること 2 他団体からの応援職員の受け入れに関する総合調整に関すること	左記に加え、 3 災害関係法令等の解釈に関すること
<b>財務対策部</b>  部長 財務部長  副部長 財務企画課長 (財務班長兼務)  情報担当員 財務企画課長補佐	財務班 ○財務企画課 財務課 契約課 会計課(出納担当)	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること 3 物資調達業者、工事関係業者の指導、連絡に関すること 4 義援金の受入れ・保管に関すること	左記に加え、 5 市施設関係の被害金額のとりまとめに関すること 6 災害関係予算の算定・調整等に関すること 7 災害関係補助金等の調整に関すること
	用地班 ○財産活用課 用地対策課	1 市有地の使用に関すること	左記に加え、 2 応急仮設住宅用地の確保に関すること
	調査班 ○税制課 市民税課 資産税課 納税課	1 福祉対策部の協力(特に避難所対策)に関すること 2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関すること	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関すること 2 一般住家世帯に関する罹災証明の発行に関すること 3 小災害見舞金、義援金の配布に関すること 4 市税の災害減免等の指導に関すること

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>消防対策部</b>  部長 消防局長  副部長 消防局消防企画監 消防局次長  情報担当員 企画人事課長補佐  情報連絡員 企画人事課職員 2名	消防総務班 ○企画人事課 総務課 予防課 危険物保安課	1 消防職員の招集及び配置に関する こと 2 災害状況の把握、情報の収集に関 すること 3 関係機関との情報連絡に関するこ と 4 消防応援の要請および情報連絡に 関すること 5 消防庁舎、施設に関すること 6 消防部隊の後方支援に関すること 7 物資および食料等の調達に関する こと 8 消防広報に関すること 9 部内の連絡調整に関すること	同左
	警防班 ○警防課 救急課 指令課	1 災害の警戒及び防ぎょ対策に関す ること 2 気象、河川情報の部内伝達及び地 震津波広報に関すること 3 消防部隊の活動、指揮に関するこ と 4 救急隊の活動及び救急資機材に関 すること 5 医療機関との連絡調整に関するこ と 6 消防応援部隊の活動に関すること 7 消防団方面隊本部との連絡調整に 関すること 8 消防団員の招集、配置に関するこ と 9 消防車両、資機材に関すること	同左
	各消防班 ○各消防署 各消防署地域防災課 各消防署市民安全課 出張所	1 災害の予防、警戒、防ぎょ活動に 関すること 2 災害状況の把握、情報収集、市民 広報に関すること 3 避難勧告の伝達、誘導に関するこ と 4 人命救助、救急活動に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること 6 消防団の現場活動指揮に関するこ と 7 消防応援部隊の現地運用に関する こと 8 区本部との連絡調整に関すること	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>水道対策部</b>  部長 総務部長  副部長 技術部長  情報担当員 経営管理課長補佐  情報連絡員 総務課職員1名 計画整備課職員1名	統括班 ○経営管理課 計画整備課	1 水道対策部の運営に関する事 2 対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 3 対策部内の被害状況等の解析に関する事 4 情報連絡体制の運用に関する事 5 対外関係部署との伝達、連絡調整に関する事 6 災害査定に関する事 7 各対策班に属さない業務に関する事	同左
	総務・経理班 ○総務課 経理課 営業課	1 職員の出勤、配置、安全、衛生管理に関する事 2 応援要請に関する事 3 市民広報及び報道機関への情報提供に関する事 4 資材、燃料、職員用物資等の確保、調達、集計に関する事 5 応急物資の整理、管理、配給に関する事 6 水道応援隊・水道ボランティアの受入れ、及びその活動支援に関する事 7 対策部内の電算システムに関する事 8 集中受付体制による電話対応のとりまとめに関する事	同左
	給水班 ○中央料金事務所 秋葉料金事務所 技術管理室	1 応急給水活動の総合調整に関する事 2 運搬給水、拠点給水、仮設給水に関する事 3 拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）の立上げ、管理に関する事 4 仮設給水所（避難所等）の立上げ、管理に関する事 5 仮設給水所（消火栓）における給水設備の立上げ、管理に関する事。	同左
	管路班 ○管路第1課 管路第2課 中央工事事務所 秋葉工事事務所 北工事事務所 西蒲工事事務所	1 水道管路（導水、送水、配水、給水管）の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧に関する事 2 水道管路の復旧対策の計画立案に関する事	同左
	浄水班 ○浄水課 （各浄水場）	1 取水、導水、浄水、送水、配水施設（管路を除く）の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧に関する事 2 取水、導水、浄水、送水、配水施設（管路を除く）の復旧計画立案に関する事 3 拠点給水所（浄水場・配水場）における給水設備の立上げ・管理に関する事	同左
	水質班 ○水質管理課	1 飲料水、原水の水質管理に関する事 2 応急給水時における飲料水の水質管理に関する事	同左

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>教育対策部</b>  部長 教育次長  副部長 教育次長  情報担当員 教育総務課長補佐	教育総務班 ○教育総務課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 2 市の教育施設の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること	同左
	学校施設班 ○施設課	1 市立学校施設の被害状況等の把握、応急復旧に関すること 2 避難所開設・設営支援に関すること	左記に加え、 3 避難所の管理運営の支援に関すること
	学校指導班 ○学校支援課 学務課 学校人事課 教育職員課 特別支援教育課 総合教育センター	1 児童生徒の避難対策指導及び被災状況の把握に関すること 2 学校教職員の災害時出勤体制の指導に関すること 3 各学校班への指示伝達等に関すること 4 児童生徒のこころのケア対策に関すること	左記に加え、 5 応急教育の指導に関すること 6 被災児童生徒への学用品の支給に関すること
	保健給食班 ○保健給食課	1 児童生徒の外傷・疾病調査、保健指導に関すること 2 給食施設の使用に関すること	同左
	生涯学習班 ○生涯学習センター 地域教育推進課 中央公民館 中央図書館	1 生涯学習施設の避難所としての使用に関すること 2 生涯学習施設への避難受け入れに際する区本部健康福祉班との連絡調整に関すること	同左
	各学校班 ○各学校(園) (副班長は各教頭)	1 所管施設の保全及び児童生徒の保護に関すること 2 児童、生徒の所在及び安否の確認に関すること 3 通学路の安全確認及び危険箇所の復旧要請に関すること 4 学校が避難所となった場合の避難所運営への協力に関すること 5 災害時における授業の確保または再開の計画に関すること 6 学校指導班等との連絡調整に関すること	同左
	各教育支援センター班 教育総務課 (○各教育支援センター)	1 学校施設班、学校指導班及び保健給食班の協力に関すること 2 区本部との連絡調整に関すること	同左



部	分掌事務	
	初動対応期	応急復旧期
<b>市民病院対策部</b> 部長 市民病院事務局長 副部長 市民病院事務局次長 情報担当員 管理課長補佐	1 院内職員の派遣要請に関する事 2 保健衛生対策部保健医療対策班との連絡調整に関する事 3 市民病院の機能の保全に関する事	同左
<b>第1協力部※</b> 部長 選挙管理委員会事務局長 副部長 選挙管理委員会事務局次長 情報担当員 選挙管理委員会事務局次長補佐	1 本部事務局の所掌する事務の実施に関する事 2 他部及び区本部への協力に関する事 3 部内職員の動員に関する事 4 選挙管理委員への連絡調整に関する事	同左
<b>第2協力部※</b> 部長 人事委員会事務局長 副部長 人事委員会事務局次長 情報担当員 人事委員会事務局次長補佐	1 本部事務局の所掌する事務の実施に関する事 2 他部及び区本部への協力に関する事 3 部内職員の動員に関する事 4 人事委員への連絡調整に関する事	同左
<b>第3協力部※</b> 部長 監査委員事務局長 副部長 監査委員事務局次長 情報担当員 監査委員事務局次長補佐	1 本部事務局の所掌する事務の実施に関する事 2 他部及び区本部への協力に関する事 3 部内職員の動員に関する事 4 監査委員への連絡調整に関する事	同左
<b>第4協力部※</b> 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長 情報担当員 議会事務局総務課長補佐	1 本部事務局の所掌する事務の実施に関する事 2 他部及び区本部への協力に関する事 3 部内職員の動員に関する事 4 市議会議員への連絡調整に関する事	同左

※各協力部は第10条第8項「事務局長が指名する職員」に該当するため、3号配備以上で、各協力部から2名が災害対策本部に参集する。

5 区本部

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
<b>区本部</b>  区本部長 区長  区副本部長 副区長  情報担当員 地域総務課係長相当 (東区、中央区及び西区にあつては総務課係長相当)	区本部事務局 ○地域総務課 ※ 東区、中央区及び西区にあつては総務課	1 区本部の運営に関する事 2 区本部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 3 区本部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 4 現地災害対策本部の設営に関する事 5 所轄警察署、消防署、水道事業所、教育事務所との連絡調整に関する事 6 市庁舎、自動車の被害状況の調査に関する事 7 市庁舎非常電源、非常回線電話の管理に関する事 8 電話交換手の非常配備に関する事 9 応急対策用車両の配車及び借上げに関する事 10 本部事務局への情報伝達、連絡調整に関する事 11 水防対策に関する事	左記に加え、 12 応急仮設住宅用地の確保に関する事
	広報班 ○地域総務課 ※ 東区、中央区及び西区にあつては地域課	<全区共通> 1 広報対応に関する事 2 災害写真等の撮影に関する事 3 地域コミュニティ、自治会等住民組織との連絡調整に関する事 4 被災者の市民相談、陳情の対応に関する事 5 広報対応に関し、災害対策本部事務局報道官との連絡調整に関する事  <東区、中央区> 上記に加え、 6 商工業関係の被害調査、報告に関する事 7 商工業関係団体との連絡調整に関する事 8 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関する事 9 観光施設の被害状況の把握に関する事 10 観光滞在者の対応に関する事	<全区共通> 同左  <東区、中央区> 左記に加え、 11 商工業者に対する被災届出証明の発行に関する事 12 商工業者に対する災害融資に関する事

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
	区民生活班 ○区民生活課 (中央区は窓口サービス課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧・物資に関する市民ニーズの把握に関する事</li> <li>2 市民生活対策部市民生活班との連絡調整に関する事</li> <li>3 備蓄物資の運搬、配布に関する事(平常時の管理含む)</li> <li>4 食糧・物資の受入、保管、運搬、配布に関する事</li> <li>5 応援協定に基づく民間団体からの食糧・物資の調達・運搬に関する事(緊急時)</li> <li>6 炊出しに関する事</li> <li>7 食糧・物資の調達に関し区本部産業班(東区、中央区は広報班)又は経済対策部経済班との連携に関する事</li> <li>8 応急仮設トイレの設置に関する事</li> <li>9 汲み取り便槽の衛生管理に関する事</li> <li>10 廃棄物対策及び環境対策に係る窓口対応に関する事</li> <li>11 廃棄物対策及び環境対策に係る環境対策部清掃班との連絡調整に関する事</li> <li>12 防疫薬剤の確保、保管、配布等に関する事</li> <li>13 被災動物(ペット)及び特定動物に関する事</li> <li>14 遺体の安置、移送、埋火葬に関する事</li> </ol>	<p>左記に加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>15 し尿浄化槽の衛生管理に関する事</li> <li>16 国民健康保険料の減免に関する事</li> <li>17 国民年金保険料の免除に関する事</li> </ol>

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
	健康福祉班 ○健康福祉課※1 保護課※2  ※1 構成課・機関には、地域保健福祉センター及び健康センター並びに保育園を含む。 ※2 東区、中央区、西区のみ	1 社会福祉施設の被害状況の把握、応急対策の指導に関すること 2 社会福祉団体との連絡調整に関すること 3 要配慮者対策に関すること 4 災害ボランティア活動の支援に関すること 5 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 6 福祉避難所の開設及び運営に関すること 7 避難所の開設計画、設営、収容対策及び管理運営に関すること 8 救護所の設置に関すること 9 患者等の搬送に関すること 10 医療資器材等の調達に関すること 11 医療関係団体等との連絡調整に関すること 12 緊急食品の安全確保に関すること 13 感染症発生予防及び発生時の対策に関すること 14 臨時予防接種及び結核健康診断の実施に関すること 15 避難所の衛生指導に関すること 16 健康調査、健康診断、助産に関すること 17 避難所等の栄養管理指導に関すること 18 こころのケア対策に関すること 19 避難所外避難者の把握に関すること	左記に加え、 20 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること 21 入浴対策に関すること
	産業班 (北区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区のみ設置)  ○産業振興課 (西区は農政商工課、西蒲区は産業観光課) 農業委員会事務局・各区事務所	1 商工業関係の被害調査、報告に関すること 2 商工業関係団体との連絡調整に関すること 3 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関すること 4 観光施設の被害状況の把握に関すること 5 観光滞在者の対応に関すること 6 農林水産業の被害調査、報告等に関すること 7 家畜伝染病の防疫に関すること 8 農業、水産業関係団体との連絡調整に関すること 9 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関すること 10 農地のたん水排除に関すること 11 農作物、水産物の確保に関すること	左記に加え、 12 商工業者に対する被災届出証明の発行に関すること 13 商工業者に対する災害融資に関すること 14 農林水産業者に対する被災届出証明の発行に関すること 15 農林水産業者に対する災害融資に関すること

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
	建設班 ○建設課 各地域土木事務所 ※ 東部地域土木事務所は北区、東区、中央区及び江南区を所管。西部地域土木事務所は秋葉区、南区、西区及び西蒲区を所管)	1 被災建築物の被害状況等の把握に関すること 2 被災建築物に係る二次災害防止指導、監督に関すること 3 道路施設の災害予防に関すること 4 公園施設の災害予防に関すること 5 道路施設の被害状況等の把握に関すること 6 公園施設の被害状況等の把握に関すること 7 排水路（下水道未処理区域内）の災害予防に関すること 8 土砂災害警戒区域等の災害予防に関すること 9 建物の応急危険度判定に関すること 10 宅地等の応急危険度判定に関すること 11 道路交通情報の周知に関すること 12 たん水排除（下水道未処理区域内）に関すること 13 河川、海岸の警戒及び決壊防止に関すること 14 消防団（水防活動）の現場活動に関すること 15 建設資材及び機器の調達に関すること	左記に加え、 16 道路施設の復旧に関すること 17 公園施設の復旧に関すること 18 土砂災害危険区域の応急復旧に関すること
	下水道班 (北区、秋葉区のみ 設置) ○東部地域下水道事務所 北下水道分室（北区）※1 ○西部地域下水道事務所 秋葉下水道分室（秋葉区）※2 ※1：東部地域下水道事務所より応援職員を派遣する。 ※2：西部地域下水道事務所より応援職員を派遣する。	1 下水道施設の被害状況等の把握に関すること <北区、秋葉区> 上記に加え、 2 下水道施設の被災による2次災害防止に関すること 3 たん水排除（下水道処理区域内）に関すること 4 建設資材及び機器の調達に関すること 5 排水路（下水道処理区域内）の被災による2次災害防止に関すること	同左 <北区、秋葉区> 左記に加え、 6 下水道施設の復旧に関すること 7 排水路（下水道処理区域内）の復旧に関すること
	各出張所班 ○各出張所	1 所管地区内の情報収集、区本部事務局への伝達に関すること 2 自治会・町内会等との連絡調整に関すること 3 被災者の相談等の対応に関すること 4 食糧、救援物資の中継、保管、配布に関すること 5 防疫薬剤の配布等に関すること	同左

※ 担当部長等については、その所属又は関係する部署が構成する対策部の副部長とする。

※ 1課で1班を構成する班について、班長が職務を行えない場合には、次席職員が職務を代行する。

別図（第17条関係）

区 分	腕 章
本部長	<div data-bbox="710 253 1091 360" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     新潟市災害対策本部 本 部 長                 </div>
副本部長	<div data-bbox="710 463 1091 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     新潟市災害対策本部 副 本 部 長                 </div>
本部員	<div data-bbox="710 674 1091 781" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     新潟市災害対策本部 本 部 員                 </div>
事務局長 事務局次長 事務局報道官	<div data-bbox="710 884 1091 992" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     新 潟 市 災 害 対 策 本 部                 </div>

## 5 新潟市災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市災害対策本部規程（平成4年新潟市災害対策本部規程第1号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、新潟市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の業務)

第2条 警戒本部の業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 市民等からの災害情報の収集、伝達及び処理
- (2) 防災関係機関からの災害関連情報の収集、伝達及び処理
- (3) 警戒本部に必要な職員の配備
- (4) 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- (5) その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(設置及び廃止)

第3条 危機管理監は、次の各号のいずれかに該当する場合に警戒本部を設置する。

- (1) 気象業務法に基づく気象警報等が発表された場合
- (2) 水防警報又は洪水予報が発表された場合
- (3) 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合
- (4) 市域内に震度4の地震が発生した場合
- (5) 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合又は土砂災害前ぶれ注意情報の発表基準を満たした場合
- (6) 原子力事故に先行する異常等により防護措置が必要となる場合
- (7) その他、危機管理監が必要と認める場合

2 警戒本部は、危機管理防災局に設置する。

3 警戒本部は、気象警報が解除されるなど、災害に対する警戒の必要がなくなった場合に廃止する。

4 危機管理監は、警戒本部を設置又は廃止したときは、市長に報告するとともに、必要に応じ、関係機関及び市民に周知するものとする。

(災害警戒本部長)

第4条 警戒本部に、災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）を置き、危機管理監をもって充てる。

2 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部職員を指揮監督する。

(災害警戒副本部長)

第5条 警戒本部に、災害警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、危機管理防災局長をもって充てる。

ただし、危機管理防災局長が警戒副本部長の職務を行えない場合は、危機管理監があらかじめ指名した者をもって充てる。

2 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(警戒本部を構成する部局等)

第6条 警戒本部を構成する部局は、別に定める。

2 警戒本部長は、災害の状況に応じ、警戒本部を構成する部局及び人員を減少し、又は警戒本部を構成する部局以外の部局に警戒活動等を指示することができる。

3 警戒本部の庶務は、危機対策課が行う。

(配備の指示)

第7条 警戒本部長は、警戒本部を設置したときは、警戒本部を構成する部局の長に対し、配備を指示する。

2 配備に関し必要な事項は、別に定める。

(区災害警戒本部)

第8条 警戒本部に、区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を置く。

2 危機管理監は、警戒本部を設置した際は、関係する区役所に対して区災害警戒本部の設置を指示する。

（区災害警戒本部長）

第9条 区警戒本部に、区災害警戒本部長（以下「区警戒本部長」という。）を置き、副区長をもって充てる。

2 区警戒本部長は、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部職員を指揮監督する。

（区災害警戒副本部長）

第10条 区警戒本部に、区災害警戒副本部長（以下「区警戒副本部長」という。）を置き、区役所地域総務課長（東区、中央区及び西区にあつては総務課長）をもって充てる。

ただし、区役所地域総務課長（東区、中央区及び西区にあつては総務課長）が区警戒副本部長の職務を行えない場合は、区長があらかじめ指名した者をもって充てる。

2 区警戒副本部長は、区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

（区警戒本部を構成する部局等）

第11条 区警戒本部を構成する部局は、別に定める。

2 区警戒本部長は、災害の状況に応じ、区警戒本部を構成する部局以外の部局に警戒活動等を指示することができる。又、区警戒本部を構成する部局及び人員を増強することができる。

3 区警戒本部長は、気象等の状況に応じ、区警戒本部を構成する部局及び人員を減少することができる。

4 区警戒本部の庶務は、区役所地域総務課（東区、中央区及び西区にあつては総務課）が行う。

（区警戒本部の自主設置）

第12条 区長は、警戒本部が設置されていない場合でも、区域内における災害の警戒及び円滑な災害応急対策を実施するため必要であると認めるときは、区警戒本部を自主的に設置することができる。

2 前項の規定により設置した区警戒本部は、予想された災害の発生危険が解消したとき、又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したときに廃止する。

3 区長は、自主的に区警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに危機管理監に報告するものとする。

（災害対策本部への移行）

第13条 警戒本部長は、災害が本市の区域に重大な影響を与えると認められる場合、又は災害が拡大するおそれがあると認められる場合は、その状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに災害対策本部を設置するものとする。

（応急対策マニュアルの作成）

第14条 警戒本部を構成する部局の長は、それぞれ次の各号について応急対策マニュアルを作成し、警戒本部が設置された場合及び警戒態勢時の対応について具体的に定めておくものとする。

(1) 各部局の所掌事務に係る活動内容に関する事項

(2) 他の部局、関係機関及び関係協定団体との連絡方法及び作業手順に関する事項

(3) 職員の配備計画に関する事項

(4) その他各部局が、災害の警戒及び応急対策を行うにあたり必要な事項

第15条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の設置及び運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則



この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 6 警戒配備及び非常配備に関する要綱

改正：令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市災害対策本部規程(平成4年新潟市災害対策本部規程第1号。以下「規程」という。)第16条並びに新潟市災害警戒本部運営要綱第6条第1項、第7条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、職員の警戒配備及び非常配備について必要な事項を定めるものとする。

(警戒配備)

第2条 警戒配備の区分は、1号配備及び2号配備とし、基準及び体制並びに配備指令の発令者は、別表1のとおりとする。

2 警戒配備の対象部局及び人員は、別表2のとおりとする。

(非常配備)

第3条 非常配備の区分は、準3号配備、3号配備及び4号配備とし、基準及び体制並びに配備指令の発令者は、別表1のとおりとする。

2 非常配備の対象部局及び人員は、別表2のとおりとする。

(勤務時間外の自主参集)

第4条 職員は、勤務時間外に4号配備の配備基準に該当する事態が生じた場合は、配備指令を待つことなく、直ちに参集するものとする。

2 参集場所等については、別表3のとおりとする。

(配備状況の報告)

第5条 警戒配備及び非常配備の対象部局は、職員の配備状況について、適宜、任意の様式により危機管理監に報告するものとする。

(伝達系統図の作成)

第6条 危機管理監及び災害対策本部各対策部及び各区本部を総務する班の班長となる者は、配備指令を伝達するため、伝達系統図を作成し、勤務時間内外を問わず使用できる状態にしておかなければならない。

2 伝達系統図には、伝達相手の職・氏名・勤務場所電話、自宅電話等を掲載する。

3 災害対策本部各対策部及び各区本部を総務する班の班長となる者は、常に最新の内容の伝達系統図を作成しておき、その写しを危機管理監に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、警戒配備及び非常配備に関し、必要な事項は別に定める。

(適用除外)

第8条 警戒配備及び非常配備に関し、消防局及び市民病院は別の定めにより行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月25日改正)

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年4月1日改正)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条関係）

配備区分表

配備区分 (発令者)		配備基準	活動内容
警 戒 本 部	1号配備 (危機管理監)	1 市域内に震度4 <sup>※1</sup> の地震が発生した場合 2 気象業務法に基づく気象警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合 3 水防警報 <sup>※2</sup> 又は洪水予報 <sup>※3</sup> が発表された場合 4 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 5 その他危機管理監が必要と認める場合	1 必要な職員の配備 2 情報の収集・伝達及び処理 3 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動実施
	2号配備 (危機管理監)	1 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、更なる被害の拡大が見込まれる場合 2 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合又は土砂災害前ぶれ注意情報の発表基準 <sup>※4</sup> を満たした場合 3 その他危機管理監が必要と認める場合	1号配備における活動に加え、 1 必要に応じた避難者の受入体制の確立 2 必要に応じた警戒出動及び応急活動の実施 3 必要に応じた広報体制の確立 4 避難情報発令の検討
災 害 対 策 本 部	準3号配備 (市長)	1 河川の洪水災害に係る避難情報の発令が決定した場合 2 土砂災害に係る避難情報の発令が決定した場合 3 高潮災害に係る避難情報の発令が決定した場合 4 新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合 5 気象業務法に基づく気象特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合 6 その他本部長が必要と認める場合	1 必要な職員を配備 2 情報の収集・伝達及び処理 3 避難者の受入れ 4 応急活動の実施 5 広報活動の実施 6 避難情報発令の周知
	3号配備 (市長)	1 市域内に震度5弱、5強 <sup>※1</sup> の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に津波警報が発表された場合 3 台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生し、全市的な対応が必要な場合 4 その他本部長が必要と認める場合	1 必要な職員を配備 2 情報の収集・伝達及び処理 3 避難者の受入れ 4 応急活動の実施 5 広報活動の実施 6 避難情報発令の周知
	4号配備 (市長)	1 市域内に震度6弱 <sup>※1</sup> 以上の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に大津波警報が発表された場合 3 台風や集中豪雨等により市内全域にわたって被害が続発し、全市的な対応が必要な場合 4 その他本部長が必要と認める場合	1 全職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 班ごとの応急対策マニュアルに基づいた行動

※1 震度の判断については、新潟地方気象台が発表する「各地の震度に関する情報」に基づくものとする。ただし、通信回線の途絶等により認知できない場合は、気象庁の震度階級関連解説表に基づき、危機管理監が震度を推定するものとする。

※2 「水防警報」とは、水防法第16条の規定に基づき、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所又は新潟県が発表するものをいう。

※3 「洪水予報」とは、水防法第10条及び11条の規定に基づき、新潟地方気象台が北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所又は新潟県と共同して発表するものをいう。

※4 「土砂災害前ぶれ注意情報の発表基準」とは、気象庁から「大雨警報（土砂災害）」が発表中に、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュの色が赤、うすい紫、濃い紫のいずれかになった場合をいう。













別表3（第4条関係）

勤務時間外の4号配備による職員の参集区分表

職員区分	参集要領	対 象 職 員
本部参集職員	災害対策本部に参集する。	○ 災害対策本部事務局員 ○ 対策部情報連絡員 ○ 協力部職員※
所属参集職員	所属又は所属長があらかじめ指定した場所に参集する。 ただし、交通の途絶、道路の損壊等により参集しがたい場合は、一時的に居住地の直近の区役所、出張所等に参集し災害対応を行う。	本部参集職員及び避難所指名職員を除く 全ての職員
避難所指名職員	指定された避難所に参集する。	地域に居住する職員の中からあらかじめ指名された職員

※初動としては、各協力部から2名が災害対策本部に参集する。それ以外の協力部職員については自所属に参集する。

その他、必要に応じて災害対策本部からの指示により、指定された場所に参集する。

## 7 火災・災害等即報要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代える

ことができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

###### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

##### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

###### (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イ)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

**2 救急・救助事故即報**

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

##### オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災  
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）  
ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。  
イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの  
ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの  
(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの  
(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等  
エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの  
オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等  
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

#### 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

#### 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別  
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。



(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) ( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 ) 鎮火日時
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m <sup>2</sup> 階層 延べ面積 m <sup>2</sup>
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別  
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名  
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域  
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時  
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名  
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分  
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要  
「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要  
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況  
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項  
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。  
(例)
  - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
  - ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
  - イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
  - ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分 )	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分 )			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人 )			
			重症 人( 人 )			
			中等症 人( 人 )			
			軽症 人( 人 )			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
				消防本部(署)	台	
				消防団	台	
				消防防災ヘリコプター	機	
				海上保安庁	人	
	自衛隊	人				
	その他	人				
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

### 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )		
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ( )

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)  
(被害状況届報)

都道府県	区		区分		被害	被害額	区分	設置施設	被害額	設置施設の状況	都道府県	市町村									
	田	畑	流失・埋没	冠水									流失・埋没	冠水	文	病	道	橋	河	港	砂
都道府県	区		区分		被害	被害額	区分	設置施設	被害額	設置施設の状況	都道府県	市町村	災害名	報	( )月( )日	時現在					
													報告番号								
													報告者名								
													死者				被	者	人		
													行人				不明	者	人		
													負傷者				重傷	傷	人		
													軽傷者				傷	傷	人		
													全壊				棟	世帯	人		
													半壊				棟	世帯	人		
													一部破損				棟	世帯	人		
床上浸水	棟	世帯	人																		
床下浸水	棟	世帯	人																		
公共建築物	棟	世帯	人																		
その他	棟	世帯	人																		
防火	件																				
危険	件																				
その他の	件																				

※1 被害額は省略することができるものとする。  
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## 8 災害報告取扱要領

### 第1 総則

#### 1 主旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防 災総第100号）に定める火災をいう。）を除いたものにより生ずる被害とする。

#### 3 報告義務

災害対策基本法第53条第1項規定に基づき、市町村長は必要な報告を県知事に行うものとする

#### 4 報告すべき災害等

市町村長は、当該市町村の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あて報告するものとする。

- (1) 災害速報は、被害を覚知したとき、直ちに別紙様式に定める事項について判明したもののから順次無線電話等により報告するものとする。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後10日以内に、別紙様式により報告するものとする。
- (3) 雪害については長期にわたるので個々の被害ごとに(1)、(2)と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式により報告するものとする。

#### 5 報告先

新潟県防災局危機対策課危機対策第1

有線電話

防災無線（発信番号）

NTT fax

### 第2 記入要領

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

#### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
  - (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
  - (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みのものとする。
  - (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みのものとする。
- ※ 雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、
- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。
  - (2) 雪崩に車両等がまきこまれたことによるもの。
  - (3) 屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの。
  - (4) 屋根雪等の落下によるもの。
  - (5) 除排雪中の川等に転落したことによるもの。
  - (6) 除雪して積みあげておいた雪が崩れたことによるもの。
  - (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。
  - (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。

- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは川等に転落したことによるもの。
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷になったもの等も含む。）
- (11) 除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、
  - ① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
  - ② 当該疾病の発症状が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。等が客観的にみとめられるものとする。

## 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損傷（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

## 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

## 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川

若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (20)「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

## 5 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (7)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (9)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

## 6 その他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

(様式)

# 被害報告

死者		行方不明		重傷		軽傷	
被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数
	人		人		人		人

報告にあたっては累計数字を記載する

建物被害	区分		全壊(棟)			半壊(棟)			一部破損(棟)			床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
	被災原因		土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他		
住家	棟数												
	世帯数												
	人数												
アパート等集合住宅	棟数												
	世帯数												
	人数												
り災世帯(世帯)													
り災者(人)													
非住家	公共建物	公立保育所											
		公民館											
		体育施設											
		その他											
	その他	倉庫											浸水
		車庫											浸水
作業所												浸水	
	その他											浸水	
文教施設	幼稚園												
	小学校												
	中学校												
	高等学校												
	養護学校等												
	その他												
病院													
社会福祉施設													
清掃施設	ゴミ処理施設												浸水
	し尿処理施設												浸水
その他( )													

その他被害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数
一般道路						
農道						
林道						
河川						
農業用水路						
港湾						
砂防施設						
被害船舶						
その他( )						
火災発生	建物	件	危険物	件	その他	件
鉄道不通区間	路線名	線	駅～	駅	駅～	駅
水道	断水	世帯	配管被害	箇所		
ガス	不通	世帯	配管被害	箇所		

田	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha
畑	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha

崖崩れ	箇所	1 災害原因 2 災害の発生日時 平成 年 月 日 3 災害の発生場所 (必要により地図等を添付)  4 災害対策の概要 1 災害対策本部の名称 本部 ア 災害対策基本法に基づく本部・基つかない本部 イ 本部の設置日時 月 日 時 分 ウ 本部の解散日時 月 日 時 分 2 避難勧告・指示の状況 別紙避難等の状況報告のとおり 3 消防機関等の活動状況 (延べ出動人員) 消防職員 人 消防団員 人 役場職員 人 4 応急措置の概要 5 その他
土砂崩れ	箇所	
地すべり	箇所	
電話不通	世帯	
電気停電	世帯	
ブロック塀倒壊等	件	
公共文教施設被害	千円	
農林水産業施設被害	千円	
公共土木施設被害	千円	
その他公共施設被害	千円	
農産被害	千円	
林産被害	千円	
畜産被害	千円	
水産被害	千円	
商工被害	千円	
その他	千円	
被害総額	千円	



## 9 新潟市災害救助条例

(昭和50年12月20日 新潟市条例第52号)

(この条例の目的)

**第 1 条** この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(災害の定義)

**第 2 条** この条例において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助の実施基準)

**第 3 条** この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号。以下「県条例」という。）が適用されない災害で、次に定める程度の災害が発生し、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が、原則として県条例第2条第1号の表に定める住家滅失世帯数の2分の1以上に達した場合
- (2) 前号に定める基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要があると認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類等)

**第 4 条** 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去

2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

**第 5 条** 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

(その他)

**第 6 条** この条例に定めるもののほか、救助に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 10 新潟市小災害見舞金支給要綱

改正 平成12年3月31日

(目 的)

**第 1 条** この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）又は新潟市災害救助条例（昭和50年新潟市条例第52号）が適用されない災害が新潟市に発生した場合において、その被災者に対し見舞金を支給することを目的とする。

(支給の範囲)

**第 2 条** この要綱による見舞金を支給する場合は、災害により次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 住家の滅失（全壊、全焼又は流出をいう。）により10以上の世帯が被災した場合

(2) その他前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合

(住家滅失世帯及び被害程度の認定)

**第 3 条** 住家が滅失した世帯数及び被害程度の認定は、災害救助法の取扱いに準ずる

(見舞金の支給)

**第 4 条** 第2条に定める災害の被災者に、次の各号に掲げるところにより見舞金を支給する。

(1) 住家被害世帯に対する見舞金

- ・全壊、全焼又は流失

(単位：円)

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏 季 (4月～9月)	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	1人毎に10,000円を加算する
冬 季 (10月～3月)	30,000	40,000	55,000	65,000	80,000	1人毎に15,000円を加算する

- ・半壊、半焼又は床上浸水

(単位：円)

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏 季 (4月～9月)	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	1人毎に5,000円を加算する
冬 季 (10月～3月)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	1人毎に5,000円を加算する

(2) 死亡者、重傷者に対する見舞金

区 分	大人・小人の別	金額
死 亡 者	大人（12歳以上の者）	200,000
	小人（12歳未満の者）	150,000
重 傷 者	大人（12歳以上の者）	100,000
	小人（12歳未満の者）	80,000

(支給の制限)

**第 5 条** 次の各号の一に該当する被災者には、前条に定める見舞金を支給しない。

(1) 第2条に定める災害の原因が、故意又は重大な過失による場合は、当該災害を発生させ

た者の属する世帯及び当該災害を発生させた者

(2) 新潟市に居所を有しない者

**第 6 条** 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年新潟市条例第 2 号）の規定により弔慰金の支給を受けた遺族には、第 4 条第 2 号に定める見舞金を支給しない。

（そ の 他）

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和45年 4 月 1 日から制定）

この要綱は、昭和45年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和45年 7 月 5 日改正）

この要綱は、昭和45年 7 月 5 日から実施し、昭和45年 7 月 2 日から適用する。

附 則（昭和46年 7 月 1 日改正）

この要綱は、昭和46年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和47年 1 月 1 日改正）

この要綱は、昭和47年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和47年11月29日改正）

この要綱は、昭和47年11月29日から適用する。

附 則（昭和49年 1 月 5 日改正）

この要綱は、昭和49年 1 月 5 日から実施する。

附 則（昭和49年 8 月28日改正）

この要綱は、昭和49年 8 月28日から実施する。

附 則（昭和53年 2 月15日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

（経過規程）

2 この要綱の規程は、この要綱の施行の日以後に発生した災害に係る見舞金の支給について適用する。

附 則（平成10年 8 月10日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成10年 8 月 4 日から適用する。

附 則（平成11年 6 月 1 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月31日改正）

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から適用する。

# 11 新潟市小災害見舞金支給基準

平成14年3月15日改正

新潟市小災害見舞金支給要綱(以下「要綱」という。)による見舞金の支給に係る取り扱いは、次のとおりとする。

## 1 用語の定義

### (1) 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象、火事若しくは爆発等をいう。

### (2) 住家

現実に居住のために使用されている建物をいう。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している場合又は通常住家として取り扱われない土蔵又は小屋等であっても事実上住家として使用している場合は、使用部分について住家として取り扱う。

### (3) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって寄宿舍、下宿その他これに類する施設等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の独立性が認められないものについては、原則として一世帯として取り扱うものとする。又住込店員等の単身者は、当該家族と同一の世帯員として取り扱うものとする。

## 2 災害の様態

要綱を適用する災害の様態は、原則として次の場合とする。

### (1) 災害の原因、被災地域が同一のとき

### (2) 被災地域は分散しているが、災害の原因が同一現象によるとき(豪雨のため異なる河川の堤防が決壊し、それぞれ被害が生じた場合など。)

## 3 住家減失世帯数の認定

住家が滅失した世帯数の認定は、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

## 4 被害程度の認定

### (1) 全壊、全焼又は流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家部分が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なものをいい、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70パーセント以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものをいう。

### (2) 半壊及び半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが補修すればもとどおりに使用できる程度のものをいい、具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

### (3) 床上浸水

浸水がその住家の床上に達した程度のものをいう。したがって店舗併用住宅の場合店舗内の床上に浸水しても住家の床上に浸水しなければ床上浸水として取り扱わない。

### (4) 土砂のたい積

土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

### (5) 重傷者

当該災害のため負傷し、医師の診断により1か月以上の治療を要する見込の者をいい、具体的には入院治療中のもの又は入院はしていないが入院しなければならない状態にある者、負傷のため日常生活に著しく支障のある者をいう。

(6) 死亡者

当該災害のため、災害発生時から48時間以内に死亡した者又は行方不明の状態にあるが、状況からしてすでに死亡していることが確実な者をいう。

(7) その他

消防法第29条の規定により延焼防止活動等のためその住家に損害が生じたときは、その損害程度により前記(1)又は(2)に該当するものとして取り扱う。

## 5 見舞金の支給

- (1) 住家被害世帯に対する見舞金は、原則として世帯主に支給する。
- (2) 重傷者に対する見舞金は、原則として当該重傷者に支給する。
- (3) 死亡者に対する見舞金は、その親族又は葬祭を行う者に支給する。

附 則

この基準は昭和45年4月1日より施行する。

附 則

この基準は平成14年4月1日より施行する。

## 12 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月25日  
条例第2号

### 第1章 総則

(この条例の趣旨)

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して支給する災害障害見舞金(以下「見舞金」という。)及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金(以下「資金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した個人をいう。

### 第2章 弔慰金の支給

(弔慰金の支給)

**第3条** 本市は、市民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用される災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した場合は、その者の遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

(弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、死亡した者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しい場合は、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、その死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場にあわせた者で、その生死がわからないものについては、法第4条の定めるところにより当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 災害による死亡が、その死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

### 第3章 見舞金の支給

(見舞金の支給)

**第8条** 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(見舞金の額)

**第9条** 障がい者1人当たりの見舞金の額は、その障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

**第10条** 第7条の規定は、見舞金について準用する。

### 第4章 資金の貸付け

(資金の貸付け)

**第11条** 本市は、令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(資金の貸付限度額等)

**第12条** 資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第10条第1項第1号に規定する被害があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合
  - ア 法第10条第1項第2号に規定する被害がない場合 150万円
  - イ 法第10条第1項第2号に規定する家財の被害があり、かつ、同号に規定する住居の被害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 法第10条第1項第1号に規定する被害がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合
  - ア 法第10条第1項第2号に規定する家財の被害があり、かつ、同号に規定する住居の被害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合(エに該当する場合を除く。) 250万円
  - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、当該災害により被害を受けた住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは、「250万円」と

と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

2 資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は、5年）とする。

（保証人及び資金の利率）

**第13条** 資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務には、令第9条の違約金を含むものとする。

（資金の償還の方法等）

**第14条** 資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

2 前項の規定による資金の償還は、元利均等償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

## 第5章 新潟市災害弔慰金等支給審査委員会

**第15条** 法第18条の規定に基づき、弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、新潟市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雑則

（規則への委任）

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

（合併に伴う特例）

2 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村（以下これらの市町村を「編入市町村」という。）の編入の日前に災害により被害を受けた者で、当該被害を受けた当時、編入市町村の区域内に住所を有したものは、第2条第2号の市民とみなす。

（巻町の編入に伴う特例）

3 巻町の編入の日前に災害により被害を受けた者で、当該被害を受けた当時、巻町の区域内に住所を有していたものは、第2条第2号の市民とみなす。

（東日本大震災に伴う特例）

4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものが東日本大震災の後同条第2項に定める日までに受ける資金の貸付けに係る第12条第2項及び第13条の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

5 前項の資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第14条第3項の規定にか



かわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項並びに平成23年特別令第14条第3項及び第7項の規定によるものとする。

**附 則**（昭和51年条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年4月1日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（昭和56年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第9条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（昭和57年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例第1条及び第8条から第10条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

**附 則**（昭和62年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（平成4年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第9条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第12条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

**附 則**（平成16年条例第122号）

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

**附 則**（平成17年条例第105号）

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

**附 則**（平成19年条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

**附 則**（平成31年2月26日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条、第3条及び第7条の改正規定並びに次項の規定 公布の日

（2）前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

（経過措置）

2 改正後の第3条及び第7条の規定は、前項第1号に掲げる施行の日以後に発生した災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金の支給（災害見舞金の支給について準用する場合を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に発生した災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金の支給については、なお従前の例に

よる。

3 改正後の第13条及び第14条第3項の規定は，附則第1項第2号に掲げる施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。

附 則（令和元年10月10日条例第64号）

この条例は，公布の日から施行し，改正後の第14条第3項の規定は，令和元年8月1日から適用する。

# 13 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年4月7日規則第20号

## 第1章 総則

(この規則の趣旨)

**第1条** この規則は、新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年新潟市条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づく災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）及び災害障害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給並びに災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けの施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 弔慰金及び見舞金の支給

(支給の手続)

**第2条** 市長は、条例第3条の規定により弔慰金を支給しようとする場合は、災害弔慰金支給調査表（第1号様式）により、次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡当時の生計維持に関する事項
- (4) 死亡者の遺族に関する事項
- (5) 支給の制限に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

**第3条** 市長は条例第8条の規定により見舞金を支給しようとする場合は、災害障害見舞金支給調査表（第2号様式）により、次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。

- (1) 障がい者の氏名及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第4条** 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

**第5条** 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書（第3号様式）を出させるものとする。

## 第3章 資金の貸付け

(借入れの申込み)

**第6条** 条例第11条第1項の規定により資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

- (4) 被害を受けた年の前年の所得（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合に  
あつては、前前年の所得）
  - (5) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 前項の借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場  
合にあつては、前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に  
居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の  
証明書
  - (3) その他市長が必要があると認める書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して  
3月を経過する日までに提出しなければならない。  
（調査）

**第7条** 市長は、借入申込書の提出を受けた場合は、速やかに、その内容を検討のうえ、  
当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。  
（貸付けの決定）

**第8条** 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定した場合は、貸付金の金  
額、償還の期間及び方法を記載した災害援護資金貸付承認通知書（第5号様式）を当該  
借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定した場合は、災害援護資金  
貸付不承認通知書（第6号様式）を当該借入申込者に交付するものとする。  
（借用書の提出）

**第9条** 災害援護資金貸付承認通知書の交付を受けた者は、直ちに、災害援護資金借用書  
（第7号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を  
添えて市長に提出しなければならない。この場合において、保証人を立てるときは、  
当該災害援護資金借用書には、保証人の連署及び保証人の印鑑証明書の添付を要するも  
のとする。  
（貸付金の交付）

**第10条** 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。  
（償還の完了）

**第11条** 市長は、借受人が貸付金の償還を完了した場合は、当該借受人に係る借用書及び  
これに添えられた印鑑証明書を返還するものとする。  
（繰上償還の申出）

**第12条** 条例第14条第2項ただし書の規定により、繰上償還をしようとする者は、繰上償  
還申出書（第8号様式）を市長に提出するものとする。  
（償還金の支払猶予）

**第13条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとする場合は、支払猶予を受けよう  
とする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第  
9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定した場合は、支払を猶予した期間その他市長が  
必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書（第10号様式）を当該借受人に  
交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をした場合は、償還金支払猶予不承認通知書  
（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。  
（違約金の支払の免除）

**第14条** 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとする場合は、その理由を記載した  
違約金支払免除申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払の免除を認める旨を決定した場合は、違約金の支払を免除した

期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第13号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払の免除を認めない旨を決定した場合は、違約金支払免除不承認通知書（第14号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

**第15条** 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

（4）借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号）第1条に規定する基準に該当することを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定した場合は、災害援護資金償還免除承認通知書（第16号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定した場合は、災害援護資金償還免除不承認通知書（第17号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

**第16条** 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がある場合は、督促状を発行するものとする。

（氏名等変更届）

**第17条** 借受人又は保証人が、氏名、住所、電話番号又は勤務先の変更等借用書に記載した事項に異動を生じた場合は、借受人は、速やかに、その旨を氏名等変更届（第18号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡した場合は、同居の親族又は保証人がその旨を届け出るものとする。

（借受人の履行状況等に関する情報の提供）

**第18条** 保証人は、民法（明治29年法律第89号）第458条の2の規定による請求を行う場合は、借受人の履行状況等に関する情報提供請求書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、遅滞なく、借受人の履行状況等に関する情報通知書（第20号様式）を保証人に交付するものとする。

（借受人が期限の利益を喪失した場合における情報の提供）

**第19条** 借受人が期限の利益を喪失した場合における民法第458条の3第1項の規定による通知は、期限の利益の喪失通知書（第21号様式）によるものとする。

#### 第4章 新潟市災害弔慰金等支給審査委員会

（組織）

**第20条** 条例第15条第1項に規定する新潟市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）は、委員7人以内で組織する。

（委員の任期）

**第21条** 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、当該委員を

解嘱することができる。

(会長及び副会長)

**第22条** 支給審査委員会に会長及び副会長各1人を置き、支給審査委員会の委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、支給審査委員会の会務を総理し、支給審査委員会を代表する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

**第23条** 支給審査委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第24条** 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

**第25条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第26条** 支給審査委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

**第27条** この章に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が支給審査委員会に諮って別に定める。

## 第5章 雑則

(その他)

**第28条** この規則に定めるもののほか、弔慰金及び見舞金の支給並びに資金の貸付けの手續について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(東日本大震災に伴う特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により本市の区域外で死亡した市民の遺族又は本市の区域外で障がいの原因となる負傷若しくは疾病の状態となつた市民が第4条第1項又は第5条第1項の規定による被災証明書の提出をすることができない場合は、第4条第1項又は第5条第1項の規定にかかわらず、本市の区域外で死亡した市民の遺族にあつては被災証明書に替えて死亡診断書その他の東日本大震災により死亡したことが確認できる書類で市長が適当と認めるものを提出させるものとし、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民にあつては被災証明書の提出を要しないものとする。

3 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものが東日本大震災の後同条第2項に定める日までに受ける資金の貸付けに係る第6条第1項第3号及び第3項の規定の適用については、同号中「貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画」とあるのは「貸付けを受けようとする理由」と、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131

号) 第14条第2項に定める日」とする。

- 4 前項の資金の貸付けであつて保証人を立てないものに係る第9条の規定の適用については、同条中「保証人と連署した災害援護資金借用書」とあるのは「災害援護資金借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)&及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

**附 則** (昭和57年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第3条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

**附 則** (平成19年規則第121号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第4項まで、第3号様式、第5号様式、第7号様式及び第9号様式の規定は、平成23年3月11日から適用する。

**附 則** (平成31年3月27日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項第5号及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則**

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

## 14 新潟市防災行政無線局管理運用規程

平成9年3月27日  
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及びその他の事務（以下「災害対策事務等」という。）について、円滑な通信の確保を図るために設置する新潟市防災行政無線局の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟市防災行政無線局 新潟市が設置する固定系、移動系及びデジタル防災行政無線の無線設備並びに当該設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 固定系 親局から子局に対して通報を行う超短波による通信系をいう。
- (3) 移動系 新潟市の機関が情報の収集及び伝達を行うための、基地局と陸上移動局間又は陸上移動局相互間の交信を行う超短波による通信系をいう。
- (4) デジタル防災行政無線 新潟市の機関及び防災関係機関が情報の収集及び伝達を行うための、基地局と陸上移動局間又は陸上移動局相互間の交信を行う超短波による通信系をいう。
- (5) 無線局 新潟市防災行政無線局（以下「防災無線局」という。）のうち固定系の子局を除いたものをいう。
- (6) 親局 固定系無線局のうち新潟市消防局に設置した、子局に対し通報を送信する無線局をいう。
- (7) 遠隔制御局 新潟市役所に設置した、親局と無線で接続された送信設備で親局の機能を分掌するものをいう。
- (8) 子局 親局から受信して放送ができ、又は単独で自局放送ができる屋外受信設備をいう。
- (9) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、信濃川浄水場、北消防署、西蒲消防署及び新潟市役所に開設した移動しない無線局をいう。
- (10) 陸上移動局 陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (11) 無線設備 電波を送信し、又は受信するための電氣的設備をいう。
- (12) 制御器 無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (13) 無線従事者 総務大臣の免許を受け、無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(総括管理者)

第3条 防災無線局の管理及び運用を総括するため総括管理者を置く。

2 総括管理者は、防災無線局の職員を指揮監督する。

3 総括管理者には、危機管理監をもって充てる。

(防災無線局の職員)

第4条 防災無線局に職員として管理責任者、通信取扱責任者、無線局管理者及び無線従事者を置く。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

2 管理責任者には、危機管理防災局危機対策課長及び消防局指令課長をもって充てる。ただし、移動系及びデジタル防災行政無線にあっては消防局指令課長を除く。

(通信取扱責任者)

第6条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、防災無線局の管理及び運用の業務を分掌する。

2 通信取扱責任者には、危機管理防災局危機対策課長補佐並びに消防局指令課指令第1



係長，指令第2係長及び指令第3係長をもって充てる。ただし，移動系及びデジタル防災行政無線にあっては消防局指令課指令第1係長，指令第2係長及び指令第3係長を除く。

（無線局管理者）

第7条 無線局管理者は，管理責任者の指示に従い，当該部署に配置した無線局又は無線設備を管理する。

2 無線局管理者を次に掲げる部署に置く。

- (1) 固定系親局並びに移動系及びデジタル防災行政無線基地局の通信操作を行う課
- (2) 移動系陸上移動局及びデジタル防災行政無線陸上移動局を配置した新潟市に属する部署
- (3) デジタル防災行政無線陸上移動局を配置した機関

3 無線局管理者には，前項第1号に掲げる課及び同項第2号に掲げる部署にあっては当該課の課長の職にあるものをもって充て，同項第3号に掲げる機関にあっては当該部署の責任者の職にあるものをもって充てる。

（無線従事者の適正配置）

第8条 管理責任者は，無線従事者の適正な配置を確保するため，常に無線従事者の養成に努める。

2 管理責任者は，無線従事者の現状を把握するため無線従事者名簿を調整するものとする。

（秘密の保持）

第9条 防災無線局の業務に従事する者は，その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（通信事項）

第10条 固定系の通信事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 地震（予知情報を含む。），大火，台風等の災害情報及び気象情報の周知徹底に関すること。
- (2) 定時監視通信に関すること。
- (3) 火災予防等消防広報に関すること。
- (4) その他総括管理者が特に必要と認めること。

2 移動系の通信事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 防災及びその他の事務に関すること。
- (2) その他総括管理者が特に必要と認めること。

3 デジタル防災行政無線の通信事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 防災及びその他の事務（新潟市に属する機関に配備した無線局に限る。）に関すること。
- (2) その他総括管理者が特に必要と認めること。

（通信の統制）

第11条 管理責任者は，災害が発生し，又はそのおそれがある場合は，情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため，通信を切断し，割り込み，通信順序の指定を行い，又はこれらの措置を取り得る状態にする等，必要な通信統制を行うことができる。

（通信訓練）

第12条 管理責任者は，防災無線局の円滑な運用に必要な訓練を定期的に行うものとする。

2 前項の訓練を実施するため，無線通信訓練計画を年度当初に策定するものとする。

（事故の場合）

第13条 無線局管理者は，無線設備の事故により通信ができなくなった場合は，必要な措置を執るとともに管理責任者（危機管理防災局危機対策課長に限る。）に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理責任者は，直ちに専門業者に修理させるものとする。

（職員の研修）

第14条 管理責任者は，無線局管理者に対して法及び防災無線局の運用に必要な事項につ

いて研修を行うものとする。

(無線業務日誌)

第15条 無線従事者は、通信の都度、無線業務日誌を調整し、通信取扱責任者に報告をするものとする。

(備付簿冊等)

第16条 防災無線局に備え付ける簿冊等は、次に掲げるものとし、管理責任者は、これを管理保存するものとする。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線検査簿
- (7) 無線従事者の選・解任届の写し
- (8) 無線管理運用規程

2 前項第1号に規定する免許状は、防災無線局の送信装置のある見やすい場所に掲げ、陸上移動局においては、免許状に代わる証票を無線機本体に添付するものとする。

(無線設備の保全)

第17条 無線設備の正常な機能を維持するために、次に掲げる保守点検を行うものとする。

- (1) 毎月点検無線局管理者が毎月無線設備点検表により行うものとする。
- (2) 年点検管理責任者が定期点検を専門業者に委託して実施する。

2 前項の点検項目は、管理責任者が別に定める。

3 点検及び運用において故障又は異状を発見した者は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

4 管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置を執らなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成9年3月27日から施行する。

附 則 (平成9年訓令第2号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年訓令第3号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年訓令第11号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第8号)

この規程中第1条の規定は平成17年3月21日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第4号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第3号抄)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日訓令第2号)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日訓令第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 15 新潟市自主防災組織育成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び新潟市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織した自治会・町内会等をいう。

(認定基準)

第3条 市長が定める自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとし、当該各号に適合したものを以て自主防災組織と認定する。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 住民組織を単位として結成された組織

イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、2以上の住民組織を統合して結成された組織で市長が認めたもの。

- (2) 情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班及び避難所運営班などを編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織であること。
- (3) 市長へ届け出たもの。

(育成指導方針)

第4条 市は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。その際は、男女双方の視点等に基づいたものとなるよう合わせて指導する。

- 2 市は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

(結成の指導)

第5条 市は、自主防災組織の結成に係る指導について、自治・町内会組織等との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

- 2 前項の指導により、自主防災組織の結成をみたときは、自主防災組織結成届出書（様式第1号）を提出するよう当該組織に指導するものとする。

(活動の指導)

第6条 市は、自主防災組織の活動に係る指導について、その実効を期すため自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(台帳)

第7条 自主防災組織台帳（様式第2号）は、自主防災組織が存する区役所総務課または地域総務課において備えておくものとする。

附 則

この要綱は、平成10年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 自主防災組織結成届出書

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

自主防災組織育成指導要綱第3条の規定による自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届出します。

### 1 概 況

自主防災組織の概要	組 織 名	
	設 立 年 月 日	年 月 日
	加 入 世 帯 数	世帯
町内・自治会等名称		

### 2 添付書類

- ・役員名簿
- ・会則又は規約

## 自主防災組織結成届出書

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

自主防災組織育成指導要綱第3条の規定による自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届出します。

### 1 概 況

自主防災組織の概要	組 織 名	
	設 立 年 月 日	年 月 日
	加入自治・町内会数	自治・町内会（別紙のとおり）
	加入世帯数	世帯

### 2 添付書類

- ・役員名簿
- ・加入組織名簿
- ・会則又は規約



## 自主防災組織結成届出書

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

自主防災組織育成指導要綱第3条の規定による自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届出します。

### 1 概 況

連 合 組 織 名		
自主防災組織の概要	加入組織数	組織（別紙のとおり）
	加入世帯数	世帯

### 2 添付書類

- ・役員名簿（連合，組織単位）
- ・加入組織名簿
- ・会則又は規約



(別紙)

## 加入組織名簿

年 月 日現在

自主防災組織名	代表者氏名	連絡先	加入世帯数	設立年月日
合計			世帯	

自主防災組織台帳

組 織 名	代 表 者 氏 名	住 所	電 話 番 号	振 込 先	
				名 義	銀行 支店
( . . . 設立)		〒 新潟市	( )		
加入世帯数	世帯	自治・町内会等の名称	—		
役 員 氏 名	住 所	電 話 番 号	防 災 訓 練 実 績		
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・
			・	・	・

## 16 新潟市自主防災組織助成要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自主防災組織（新潟市自主防災組織育成指導要綱第3条により認定された自主防災組織をいう。以下、同じ）等の助成及び助成金の交付について、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 自主防災組織結成助成

(結成助成)

**第2条** 市長は、自主防災組織が結成され、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施する場合、当該自主防災組織に対し1組織1回を限度とし、下表のとおり結成助成を行う。

結成助成の内容	供与する防災用品
自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を供与する。ただし、複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会・町内会ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とする。  限度点数 = 50,000点 + 50点 × 加入世帯数  ただし、1自治会・町内会あたり70,000点を限度とする。	結成時に供与する防災資機材及び点数は別表1のとおり

(防災のぼり旗の助成)

**第3条** 市長は、自主防災組織が結成され、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施する場合、当該自主防災組織に対し1組織1回を限度とし、別図の仕様による防災のぼり旗を2本供与する。ただし、複数自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会・町内会ごとに2本供与する。

(結成助成の申請)

**第4条** 結成助成を受けようとする者は、自主防災組織結成助成申請書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、防災訓練実施計画書又は防災訓練実施報告書及びその他市長が必要と認めるものを添付して市長に提出するものとする。

(結成助成の決定)

**第5条** 市長は、前条による申請書を受理した時は、その内容を審査し適当であると認めるときは、自主防災組織結成助成決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(返還)

**第6条** 市長は、第2条の規定により結成助成を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は供与物品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 供与された防災資機材を防災活動以外の目的のために使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

### 第3章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

**第7条** 市長は、自主防災組織が自主的な防災訓練を実施するうえで必要な防災資機材の購

入等に要する経費に対し、この章の規定に基づき助成金（以下「活動助成金」という。）を交付するものとする。

（交付対象及び活動助成金の額）

**第 8 条** 活動助成金の交付対象は、自主防災組織が実施する防災訓練に要する次の各号に掲げる経費とし、その経費に4分の3を乗じて得た額の活動助成金を交付するものとする。

- (1) 防災訓練実施のための資機材購入経費（別表2のとおり）
- (2) その他防災訓練実施のために要する経費（別表3のとおり）

（新潟市推奨訓練を実施した場合の活動助成金の増額）

**第 9 条** 市長は、別表4に記載された内容の訓練を行う自主防災組織に対して、前条で規定する活動助成金に加え、5,000円を上限として増額し、交付するものとする。この場合において、構成する自治会・町内会ごとに助成限度額を算定したときは、構成する自治会・町内会ごとに増額する。

ただし、交付総額は交付対象経費を超えない範囲内とする。

（交付基準及び助成限度額）

**第 10 条** 第8条に基づき交付される活動助成金の交付基準及び助成限度額は、別表5のとおりとし、活動助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

**第 11 条** 活動助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「活動助成金申請者」という。）は、第8条に規定する活動を実施する日の14日前までに、自主防災組織活動助成金交付申請書（別記様式第3号の1。以下「助成申請書」という。）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。なお、自主防災組織が第8条に規定する活動を合同で実施する場合はその代表者が申請できるものとする。

- (1) 防災訓練実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加組織名簿（単独自治会・町内会の場合は不要）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（事業変更の報告）

**第 12 条** 活動助成金申請者は、助成事業を中止し又は期日を延期する場合及び助成事業の内容変更をする場合には、自主防災組織活動助成金変更交付申請書（別記様式第3号の2。以下「変更助成申請書」という。）に必要事項を記載し、速やかに市長に報告するものとする。

（交付の決定通知）

**第 13 条** 市長は、第11条の規定による助成申請書又は第12条の規定による変更助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により活動助成金の交付を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（別記様式第4号の1）又は自主防災組織活動助成金変更交付決定通知書（別記様式第4号の2）により助成申請書又は変更助成申請書を提出した自主防災組織の代表者に通知する。

（概算払い）

**第 14 条** 市長は、必要があると認める場合は、概算払いにより活動助成金を交付することができる。

（実績報告）

**第 15 条** 活動助成金申請者は、事業が完了したときは、防災訓練実施後30日以内に自主防災組織活動助成金実績報告書（別記様式第5号の1）又は自主防災組織活動助成金変更交付申請書兼事業実績報告書（別記様式第5号の2）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 訓練実施報告書
- (2) 訓練の実施状況が確認できる写真等

- (3) 参加人員報告書（単独自治会・町内会の場合は不要）
- (4) 収支決算書
- (5) 領収書の原本または写し
- (6) その他  
（確定通知）

**第16条** 市長は、前条の実績報告書を受理したときは内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき活動助成金の額を確定し、自主防災組織活動助成金確定通知書（別記様式第6号の1）又は自主防災組織活動助成金変更交付決定兼確定通知書（別記様式第6号の2）により通知するものとする。  
（返還）

**第17条** 市長は、活動助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

#### 第4章 防災士育成助成

（防災士育成助成）

**第18条** 市長は、自主防災組織、コミュニティ協議会、自治会、町内会等、地域で防災活動を行う組織（以下、「地域組織」という。）が当該地域組織において防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して防災士の資格を取得するために負担する経費に対し、この章の規定に基づき助成金（以下「防災士育成助成金」という。）を交付するものとする。  
（防災士の定義）

**第19条** この要綱において「防災士」とは、自助及び共助を原則として、社会の様々な場で、減災及び社会の防災力の向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する人として特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた人をいう。  
（防災士資格取得費）

**第20条** 防災士育成助成金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料
- (2) 防災士教本代
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録料
- (5) 日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用

（防災士育成助成金の額等）

**第21条** 防災士育成助成金の額は、前条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額とし、資格取得者1人につき30,000円を限度とする。

2 防災士育成助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

**第22条** 防災士育成助成を受けようとする地域組織の代表者（以下「防災士育成助成金申請者」という。）は、防災士育成助成金交付申請書（別記様式第7号）に必要事項を記載し、市長が必要と認めるものを添付して市長に提出するものとする。

（交付条件）

**第23条** 防災士育成助成による資格取得者は、防災士育成助成金の交付申請を行った年度内に日本防災士機構による防災士認証登録を受けることとする。

ただし、年度内に認定特定非営利活動法人日本防災士機構に防災士認証登録申請を行っており、認証登録を受けることが確実に認められる場合は、年度内に認証登録を受けたものとみなす。

（交付の決定通知）

**第24条** 市長は、第21条の規定による防災士育成助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する防災士育成助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により防災士育成助成金の交付を決定したときは、防災士育成助成金交付決定通知書（別記様式第8号）により防災士育成助成金交付申請書を提出した地域組織の代表者に通知する。

（実績報告）

**第25条** 防災士育成助成金申請者は、事業が完了したときは、防災士育成助成金事業実績報告書（別記様式第9号）に地域組織が防災士資格取得費を負担したことを証する書類及び日本防災士機構が発行する防災士認証状又は防災士証の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（確定通知）

**第26条** 市長は、前条の実績報告書を受領したときは内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき防災士育成助成金の額を確定し、防災士育成助成金確定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

（返還）

**第27条** 市長は、防災士育成助成金の交付を受けた地域組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で防災士育成助成金の交付を受けたときは、防災士育成助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

**第28条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年5月21日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱の適用期間は令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年4月1日から平成17年3月31日までに結成の届出をしている自主防災組織が、結成の届出から1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合には第2条に規定する「結成届出後1年以内」のものとみなす。

（要綱の失効）

3 この要綱の結成助成については、平成23年3月31日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、現にこの要綱により活動助成金の対象となり得る事業を実施している自主防災組織等については、令和2年4月1日以降に実施した事業について、この要綱による活動助成金の交付を受けられるものとする。

3 第11条に定める交付の申請及び第15条に定める実績報告にかかる提出期限は、令和2年4月1日から令和2年8月31日までに実施の事業については適用せず、可及的速やかに提出するものとする。

4 この要綱による活動助成金の助成の取り扱いについては、令和3年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

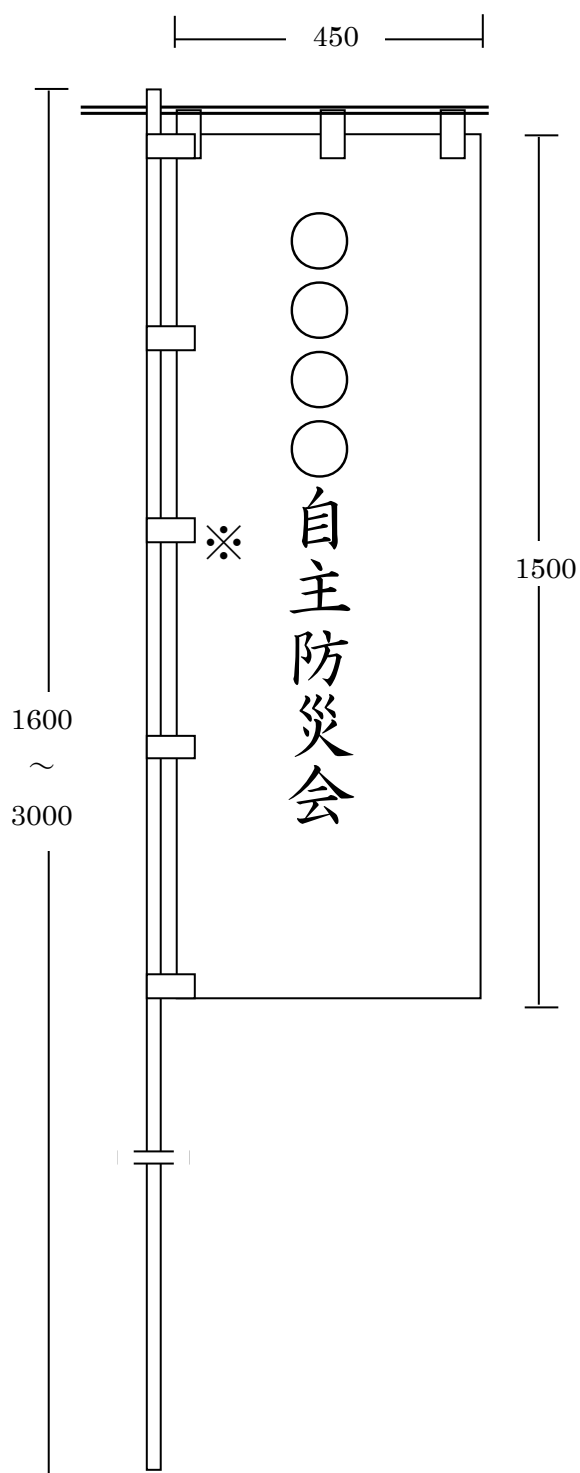
(経過措置)

2 令和2年8月1日改正した活動助成金の助成の取り扱いについては、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 防災のぼり旗



※ 複数自治会・町内会が加入する自主防災組織については、連合組織名を入れることが可能です。



## 結成助成対象防災用品一覧表

	品名	点数	仕様
1	ヘルメット	2,200	組織名入り
2	防災ジャンパー	2,300	左胸組織名入り
3	非常用メガホン	24,400	サイレン付 最大20W 単二乾電池 6本付
4	非常用メガホン	19,200	ホイッスル付 最大6W 単三電池6個付 防水
5	ハンズフリーメガホン	25,000	キャップ・ヘルメット装着可能 防滴仕様 単三電池6本付
6	ラジオ付LEDライト	3,000	LEDライト FMラジオ携帯電話充電可能
7	ランタンライト	1,500	97×140mm 単二電池4本付
8	誘導灯	5,000	LED6個点滅/点灯 全長560mm 単二電池2本付
9	土のう袋	6,000	ポリプロピレン製 480×620mm 100枚入り
10	消火器	8,100	ABC10型
11	救助現場破壊器具	60,000	トビ 天井破壊 斧 ノコ歯 鉄線切り バール等 重量3kg
12	小型救出活動セット	57,000	7つ道具(ジャッキ・ハンマー・バール・トビロ・ボルトクリッパー・のこぎり・おの)
13	番線カッター	10,000	サイズ600mm 切断能力10 重量2.5kgボルトクリッパ
14	平バール	4,200	サイズ1,200mm 重量3.5kg
15	スコップ	3,000	全長970mm パイプ柄 先丸
16	ノコギリ	3,600	刃長さ330mm 柄長さ306mm 重量1.5kg
17	油圧爪付ジャッキ	50,000	スライドレール 5トン
18	ロープ	2,400	クレモナ製 φ10mm×15m
19	担架	19,000	帆布製 1号二つ折式 2,250×550mm
20	簡易担架	20,000	レスキューボードST 材質 再生紙製特殊繊維ボード 折畳式
21	折畳式リヤカー	66,000	アルミ製 長さ970×幅71×高さ620mm ノーパンクタイヤ
22	ブルーシート	1,700	ポリエチレン製 3,600mm×5,400mm
23	小型発電機	80,000	450×240×380mm 乾燥重量12kg タンク2.3ℓ
24	ガソリン携行缶	8,000	容量10ℓ
25	投光機	25,000	拡散ハロゲンランプ(AC100)300W三脚 コードリール付
26	救急セット	48,000	510×370×125mm(酸素吸入器2本入 ガーゼ・ハサミ・ピンセット他)
27	緊急酸素吸入器	8,000	O2パックA型
28	非常持出袋	2,200	防災アルミックス製ナップザック
29	毛布	5,500	真空パック 1枚入り

	品名	点数	仕様
30	防塵マスク	4,000	使い捨てマスク20枚入り クリップ式
31	ゴーグル	2,500	メガネ使用可能
32	非常用給水袋	450	4ℓタイプ
33	ポリ折畳水入	900	20ℓ コック・蛇口付
34	三角巾	400	1,050×1,050×1,500mm
35	カセットコンロ	7,300	2,800KCal
36	皮手袋	4,500	牛床革 外縫 12双セット
37	軍手	300	1 ダース
38	腕章	1,300	ビニールカバー付 マジック式
39	防災かまど	55,000	7升用 590×540×500mm
40	災害用大型ケトル	8,000	10ℓ アルミ製
41	消火バケツ	1,000	8ℓ用 亜鉛メッキ
42	三角消火バケツ	2,500	7ℓ 高さ355mm
43	ホイッスル	300	プラスチック製
44	安全靴	4,500	ラバーテック2層底

別表2（第8条関係）

## 防 災 訓 練 用 資 機 材 一 覧

番号	品 名	番号	品 名
1	標旗	16	防塵マスク
2	腕章	17	誘導灯
3	メガホン	18	なべ・コンロ
4	警笛	19	二連はしご
5	ヘルメット	20	ロープ
6	バケツ（三角・水）	21	救助工具（各種）
7	毛布	22	担架
8	ビニールシート	23	リヤカー・車いす
9	救急セット	24	投光機
10	強力ライト	25	コードリール
11	三角巾	26	三脚
12	添え木（副子）	27	発電機（各種）
13	皮手袋	28	消火器
14	携帯ラジオ	29	防災ジャンパー
15	土のう	30	浄水器

※その他市長が必要と認めた資機材

別表3（第8条関係）

## 防 災 訓 練 実 施 に 要 し た 経 費 一 覧

番号	経費の内容	番号	経費の内容
1	非常用食料購入費	6	テント借上料
2	LPガス使用料	7	スモークジュース購入費
3	コピー等チラシ作成費	8	ガソリン・灯油購入費
4	救助・訓練用木材購入費	9	発煙筒購入費
5	詰替用消火薬剤費	10	損害保険料

※その他市長が必要と認めた経費

別表4（第9条関係）

## 新 潟 市 推 奨 訓 練

番号	推奨訓練の種類
1	自主防災組織実行力向上訓練
2	初動対応力向上訓練
3	避難所運営訓練
4	学校連携訓練
5	避難行動要支援者訓練

※その他市長が推奨する訓練

別表5（第10条関係）

## 交 付 基 準 及 び 助 成 限 度 額

交 付 基 準	防災訓練 参加人員数	助成限度額
防災訓練参加人員数に応じて 1組織につき年度1回、助成限度 額の範囲内で助成する。 ただし、複数自治会・町内会 の合同訓練と単独自治会・町内会 での訓練を1回ずつ計2回行っ た組織にはそれぞれの訓練毎に 年度1回ずつ計2回助成する。	5人～19人	5,000円
	20人～29人	10,000円
	30人～300人	20,000円
	301人～500人	25,000円
	501人以上	30,000円

備考 複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織の助成限度額は、構成自治会・町内会ごとの訓練参加人員数に基づき算定した助成金額の合計額又は訓練参加人員数の総数で算定した助成額のいずれかとする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

自主防災組織名  
 代表者氏名  
 住所  
 電話番号

## 自主防災組織結成助成申請書

新潟市自主防災組織助成要綱第4条の規定に基づき次のとおり申請します。

### 1 自主防災組織の概況

設 立 年 月 日		年 月 日	
加入自治会・町内会数	自治会・町内会	加入世帯数	世帯

### 2 結成助成

(1) 結成助成限度点数 点

(2) 結成助成限度額内調達可能防災資機材

番号	品 名	点 数	数 量	点 数 小 計
1		点		点
2		点		点
3		点		点
4		点		点
5		点		点
6		点		点
7		点		点
8		点		点
9		点		点
10		点		点
			合計点数	点

### 3 防災のぼり旗助成

防災のぼり旗記入組織名称

### 4 その他

添付書類 防災訓練実施計画書または防災訓練実施報告書

(注) 1 複数自治会・町内会が加入する組織については、上記1について「加入自治会・町内会名簿」を、上記3について「防災のぼり旗記入組織名称一覧」をそれぞれ添付すること。

(注) 2 申請する資機材が10品目を超える場合には、別紙とすること。

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

### 自主防災組織結成助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった結成助成について、下記のとおり助成措置を決定したので通知します。

助成防災資機材品名	数 量

年 月 日

(宛先) 新潟市長

自主防災組織名

(合同訓練の場合は代表組織名)

代表者氏名

住 所

電 話 番 号

### 自主防災組織活動助成金交付申請書

新潟市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

実施予定日	年 月 日		
参加組織数	組織	参加人員	人
参加自治会・町内会数	自治会・町内会	推奨訓練 (該当の場合)	1 自主防実行力向上訓練 2 初動対応力向上訓練 3 避難所運営訓練 4 学校連携訓練 5 避難行動要支援者訓練
助成金申請額	円		
添付書類	1 実施計画書 2 収支予算書 3 参加組織名簿(単独自治会・町内会の場合は不要)		
振り込み金融機関	銀行 農協		本店(所)
	金庫 組合		支店(所)
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
フリガナ			
口座名義人			

- (注) 1 口座名義人及びフリガナ欄は、通帳に記載してあるとおり正確に記載してください。  
 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は以下の委任状に記名が必要です。  
 3 実施予定日の14日前までに提出してください。

委 任 状		年 月 日
(宛先) 新潟市長		
自主防災組織名		
代表者住所		
代表者氏名		
私は、次の者を代理人と定め自主防災組織助成金の受領を委任します。		
(代理人)		
住所		
氏名		

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名

（合同訓練の場合は代表組織名）

代表者氏名

住 所

電 話 番 号

自主防災組織活動助成金変更交付申請書

年 月 日付新 第 号 で交付決定のあった助成事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

変 更 理 由			
実 施 予 定 日	年 月 日		
参 加 組 織 数	組 織	参 加 人 員	人
参加自治会・町内会数	自治会・町内会	推奨訓練 (該当の場合)	1 自主防実行力向上訓練 2 初動対応力向上訓練 3 避難所運営訓練 4 学校連携訓練 5 避難行動要支援者訓練
助成金変更申請額	円		
添 付 書 類	1 実施計画書 2 収支予算書 3 参加組織名簿(単独自治会・町内会の場合は不要)		
振り込み金融機関	銀行 農協		本店(所)
	金庫 組合		支店(所)
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
フリガナ			
口座名義人			

(注) 1 口座名義人及びフリガナ欄は、通帳に記載してあるとおり正確に記載してください。  
2 組織代表者と口座名義人が違う場合は以下の委任状に記名が必要です。

委 任 状	
	年 月 日
(宛先) 新潟市長	自主防災組織名 代表者住所 代表者氏名
私は、次の者を代理人と定め自主防災組織助成金の受領を委任します。	(代理人) 住所 氏名



別記様式第4号の1（第13条関係）

年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

### 自主防災組織活動助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった活動助成金について、新潟市自主防災組織助成要綱により次のとおり交付の決定をしたので通知します。

助成事業名	自主防災組織活動助成金
交付決定額	円

別記様式第4号の2（第13条関係）

年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

### 自主防災組織活動助成金変更交付決定通知書

年 月 日付新 第 号 で交付決定した活動助成金について、  
新潟市自主防災組織助成要綱により次のとおり変更したので通知します。

助成事業名	自主防災組織活動助成金
変更交付決定額	円

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

### 自主防災組織活動助成金事業実績報告書

年 月 日付新 第 号 で交付決定のあった助成事業が完了したので、次のとおり報告します。

訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 済 額	円
交 付 済 額	円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	1 訓練実施報告書 2 訓練の実施状況が確認できる写真等 3 参加人員報告書（単独自治会・町内会の場合は不要） 4 収支決算書 5 領収書の原本または写し（購入品目がわかるもの） （品目の記載がない場合，明記された納品書又は請求書写しも添付） 6 その他

※訓練実施後30日以内に提出してください。

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

**自主防災組織活動助成金  
変更交付申請書兼事業実績報告書**

年 月 日付新 第 号 で交付決定のあった助成事業が完了したので、次のとおり変更交付申請及び実績報告します。

変 更 理 由	
訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 済 額	円
交 付 済 額	円
助 成 金 変 更 交 付 申 請 額 及 び 精 算 額	円
添 付 書 類	1 訓練実施報告書 2 訓練の実施状況が確認できる写真等 3 参加人員報告書（単独自治会・町内会の場合は不要） 4 収支決算書 5 領収書の原本または写し（購入品目がわかるもの） （品目の記載がない場合、明記された納品書又は請求書写しも添付） 6 その他

※訓練実施後30日以内に提出してください。

年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

### 自主防災組織活動助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する活動助成金について、新潟市自主防災組織助成要綱により次のとおり確定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 済 額	円
確 定 額	円

年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

自主防災組織活動助成金  
変更交付決定兼確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する活動助成金について、新潟市  
自主防災組織助成要綱により次のとおり確定したので通知します。

交付決定額	円
交付済額	円
変更交付決定 及び確定額	円

（宛先）新 潟 市 長

地 域 組 織 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

### 防 災 士 育 成 助 成 金 交 付 申 請 書

新潟市防災士育成助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事 業 費	収入の部		支出の部		
	科 目	金 額	科 目	金 額	摘 要
	合 計		合 計		

助成金申請額					
防災士資格取得者	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日			性別	
振り込み金融機関	銀行 農協 本店(所)				
	金庫 組合 支店(所)				
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号		
フリガナ					
口座名義人					

(注) 1 口座名義人及びフリガナ欄は、通帳に記載してあるとおり正確に記載してください。  
 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は以下の委任状に記名が必要です。

委 任 状		年 月 日
(宛先) 新潟市長	地域組織名	
	代表者住所	
	代表者氏名	
私は、次の者を代理人と定め防災士育成助成金の受領を委任します。		
	(代理人)	
	住所	
	氏名	

年 月 日

様

新潟市長

### 防災士育成助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった防災士育成助成金について、新潟市自主防災組織助成要綱により次のとおり交付の決定をしたので通知します。

助成事業名	防災士育成助成金
交付決定額	円



年 月 日

（宛先）新潟市長

地 域 組 織 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

### 防 災 士 育 成 助 成 金 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付新 第 号 で交付決定のあった助成事業が完了したので、次のとおり報告します。

完了の年月日（認証日）	年 月 日
防災士育成助成金交付決定済額	円
添 付 書 類	1 地域組織が防災士資格取得費を負担したことを証する書類 2 防災士認証状又は防災士証の写し

※防災士認証登録後30日以内に提出してください。

※第23条ただし書を適用する場合

- ・完了の年月日：認証登録申請日
- ・添付書類：1および防災士認証登録申請したことが分かる書類の写しをもって報告すること

別記様式第10号（第26条関係）

年 月 日

様

新潟市長

### 防災士育成助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する防災士育成助成金について、新潟市自主防災組織助成要綱により次のとおり確定したので通知します。

交付決定額	円
交付済額	円
確定額	円

17 災害時応援協定一覧

行政団体等との災害時応援協定締結状況

令和5年3月31日現在

区分	協定名称	協定団体名	団体数	協定締結日	協定の主な内容	連絡調整担当班(局)
相互応援	災害時における相互援助協定	川崎市	1	S44. 7. 29	相互応援	災害対策本部事務局
	災害時における近隣市町村相互援助協定	長岡市、加茂市、佐渡市、阿賀野市、新発田市、五泉市、三条市、燕市、聖籠町、田上町、弥彦村	11	H7. 4. 1	相互応援	災害対策本部事務局
	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定	仙台市、島原市、静岡市、釧路市、福井市、墨田区	6	H8. 7. 1	相互応援	災害対策本部事務局
	北関東・新潟地域連携推進協議会災害時における相互応援に関する要綱	長岡市、柏崎市、加茂市、湯沢町、前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、みなかみ町、玉村町、足利市、栃木市、佐野市、小山市、水戸市、ひたちなか市、茨城県	18	H8. 10. 14	相互応援	災害対策本部事務局
	磐越自動車道沿線都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱	五泉市、阿賀野市、阿賀町、喜多方市、会津若松市、郡山市、いわき市、田村市、西会津町、会津板下町、磐梯町、猪苗代町、三春町、小野町、会津美里町	15	H10. 5. 21	相互応援	災害対策本部事務局
	横浜市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	横浜市	1	H20. 2. 4	相互応援	災害対策本部事務局
	21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	20	H20. 2. 20	相互応援	災害対策本部事務局
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、市川市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市	51	H23. 7. 12	相互応援	災害対策本部事務局
	さいたま市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	さいたま市	1	H26. 3. 25	相互応援	災害対策本部事務局
	前橋市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	前橋市	1	H26. 9. 29	相互応援	災害対策本部事務局
	高崎市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	高崎市	1	H26. 9. 29	相互応援	災害対策本部事務局
	新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定	西条市	1	H27. 6. 13	相互応援	災害対策本部事務局
	新潟市といわき市との危機発生時における相互応援に関する協定	いわき市	1	H27. 9. 24	相互応援	災害対策本部事務局
	総社市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	総社市	1	R1. 7. 1	相互応援	災害対策本部事務局
	全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定	七ヶ浜町、神栖市、袖ヶ浦市、上越市、富津市、聖籠町、知多市、川越町、坂出市、中城村	10	H29. 5. 25	相互応援	災害対策本部事務局
	大規模災害時における「チームいいがた」による相互応援等に関する協定	新潟県、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村	30	H31. 3. 11	相互応援	災害対策本部事務局
21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	20	H25. 3. 13	相互応援	福祉対策部福祉総務班	
災害時の相互協力に関する申し合わせ	国土交通省北陸地方整備局企画部	1	H21. 2. 19	情報の収集・提供、職員の派遣	災害対策本部事務局	
避難場所提供	災害時における防災活動協力に関する覚書	国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	1	H21. 6. 1	一時避難所の提供	災害対策本部事務局
避難者等の受入れ	災害時における避難所としての施設等の使用に関する協定書	新潟刑務所	1	R4. 8. 1	避難者の受け入れ	江南区本部事務局
水防活動	覚書	国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	1	H26. 10. 21	信濃川下流(小須戸橋右岸)における水防活動	災害対策本部事務局
情報	ホームページによる災害情報発信の相互協力に関する協定	堺市	1	H26. 6. 16	ホームページを利用した災害情報発信の相互協力	災害対策本部事務局
廃棄物	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	新潟県	1	H18. 10. 23	災害廃棄物処理にかかる相互応援	環境総務班
物資	中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場協会	40	H20. 9. 1	災害時相互応援	市場班
災害対応支援	災害時の支援等に関する協定	財務省関東財務局、財務省関東財務局新潟財務事務所	2	H29. 6. 12	未利用国有地の提供、職員の派遣、一時滞在施設の提供	災害対策本部事務局
水道	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	岡山市水道局	1	H27. 1. 30	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部 統括班
	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	神戸市水道局	1	H26. 3. 24	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部 統括班
	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	静岡市上下水道局	1	H26. 2. 5	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部 統括班
	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	横浜市水道局	1	H25. 8. 27	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部 統括班
	仙台市水道局と新潟市水道局の災害相互応援に関する覚書	仙台市水道局	1	H24. 11. 20	相互応援	水道対策部 統括班
	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	19大都市水道局	18	H25. 3. 31	相互応援	水道対策部 統括班
	日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱	日本水道協会新潟県支部	1	H22. 2. 16	相互応援	水道対策部 統括班
	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部	1	H20. 2. 7	相互応援	水道対策部 統括班
	水道緊急連絡管水融通等相互応援に関する協定書	五泉市	1	H18. 6. 1	相互応援	水道対策部 統括班
	水道緊急連絡管水融通等相互応援に関する協定書	三条市	1	H25. 3. 22	相互応援	水道対策部 統括班
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	名古屋市上下水道局	1	H29. 2. 9	相互応援・情報交換	水道対策部 統括班	

※ 消防相互応援協定については、「表2-1-11-3 新潟市消防局加盟の消防相互応援協定等」に記載

区分	協定団体名	団体数	協定締結日	協定内容	連絡調整担当班(局)
情報	株式会社エフエム新潟	1	H8. 7. 8	災害時の緊急情報伝達	災害対策本部事務局
	株式会社エフエムラジオ新潟	1	H24. 9. 25	災害時の緊急情報伝達	災害対策本部事務局
	エフエム角田山コミュニティ放送株式会社	1	H25. 4. 1	災害時の緊急情報伝達	西蒲区本部事務局
	ヤフー株式会社	1	H25. 10. 22	災害時の緊急情報伝達、キャッシュサイトの掲載等	災害対策本部事務局
	新潟市ハイヤー・タクシー協会及び新潟市個人タクシー事業協同組合	2	H31. 2. 15	災害時における情報提供、人員及び物資輸送	災害対策本部事務局
	損害保険ジャパン株式会社	1	H29. 9. 1	災害発生時等におけるドローンの活用	災害対策本部事務局
	日本郵便株式会社信越支社及び新潟市内郵便局	3	H31. 3. 25	避難者情報の提供、車両の貸与	災害対策本部事務局
	株式会社ニューメディア	1	R3. 3. 18	災害時における通信機能確保	災害対策本部事務局
	株式会社新潟放送	1	R4. 1. 4	災害時の緊急情報伝達	災害対策本部事務局
消防	新潟交通観光バス株式会社 新潟第一観光バス株式会社	2	H18. 4. 1	消防団員等の輸送車両の提供	消防対策部 警防班
	東日本高速道路株式会社	1	H17. 3. 19	救急活動	消防対策部 警防班
	北陸ガス株式会社新潟供給センター	1	S56. 4. 1	消防応援	消防対策部 警防班
	越後天然ガス株式会社	1	H31. 4. 1	消防応援	消防対策部 警防班
	白根瓦斯株式会社	1	H31. 4. 1	消防応援	消防対策部 警防班
	蒲原ガス株式会社	1	H31. 4. 1	消防応援	消防対策部 警防班
	新潟生コンクリート協同組合	1	H30. 9. 19	消防応援	消防対策部 警防班
施設 復旧等	新潟市北区建設業協会	1	H18. 8. 3	道路復旧等の応急対策	北区建設班
	新潟市北区建設防災組合	1	H22. 9. 30	道路復旧等の応急対策	北区建設班
	横雲会(横越建設業協会)	1	H18. 11. 15	道路復旧等の応急対策	江南区建設班
	亀田建設業協会	1	H19. 10. 15	道路復旧等の応急対策	江南区建設班
	新津建設業協同組合	1	H18. 5. 29	道路復旧等の応急対策	秋葉区建設班
	小須戸建設業協会	1	H19. 10. 15	道路復旧等の応急対策	秋葉区建設班
	南区建設業協会	1	H30. 9. 14	道路復旧等の応急対策	南区建設班
	新潟市西蒲区建設業協会	1	H19. 10. 15	道路復旧等の応急対策	西蒲区建設班
	一般社団法人新潟市建設業協会	1	R1. 10. 1	施設の被災状況調査・障害物除去・応急対策、資機材の提供	各区建設班
	新潟県農土工職組合連合会	1	H19. 4. 11	障害物除去等の応急対策	各区建設班
	一般社団法人新潟市道路保全協会	1	H19. 6. 21	道路障害物除去並びに車両通行規制及び迂回路確保等の措置	各区建設班
	一般社団法人新潟県測量設計業協会	1	H19. 9. 5	公共土木施設等の被害調査並びに災害復旧のための測量及び設計	各区建設班
	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部	1	H20. 8. 6	市管理橋りょうの被害調査及び応急対策	各区建設班
	一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部	1	H20. 8. 6	市管理公共土木施設の被害調査及び応急対策	各区建設班
	新潟県鋼構造協会	1	H20. 8. 6	市管理橋りょう・水門等鋼構造物の被害調査及び応急対策	各区建設班
	一般社団法人新潟県地質調査業協会	1	H20. 8. 6	市管理公共土木施設の被害調査及び応急対策	各区建設班
	新潟市電設業協同組合	1	H20. 8. 6	市管理公共土木施設の電気設備に関する被害調査及び応急対策、電気関係資機材の提供	各区建設班
	一般社団法人全国特定法面保護協会北陸地方支部	1	H20. 8. 6	市管理公共土木施設の被害調査及び応急対策	各区建設班
一般社団法人新潟県融雪技術協会	1	H20. 8. 6	市管理公共土木施設の被害調査及び応急対策	各区建設班	
一般社団法人新潟県解体工事業協会	1	H18. 3. 18	建物解体除去・廃棄物の処理	建築班	

区分	協定団体名	団体数	協定締結日	協定内容	連絡調整担当班(局)
施設 復旧等	一般社団法人新潟市造園建設業協会 ※:一部個別協定あり	1	H18. 5. 29	倒木の処理、避難場所となる公園・緑地内の 応急対策	各区建設班
	新潟市北区造園建設組合	1	H21. 8. 14	倒木の処理、避難場所となる公園・緑地内の 応急対策	北区建設班
	一般社団法人新潟県農業土木技術協会	1	H20. 9. 1	農業施設の被害調査及び応急復旧	農林水産班
	小須戸管工事協会	1	H17. 8. 22	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	新潟市管工事業協同組合	1	H9. 3. 28	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	白根管工事協会	1	H17. 8. 17	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	公益財団法人新潟水道サービス	1	H26. 8. 1	応急給水(補助)、水道施設の応急復旧(補 助)	水道対策部 統括班
	敦井産業株式会社 株式会社クボタ東京本社	2	H28. 10. 1	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	昱工業株式会社	1	H28. 11. 1	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	株式会社荏原製作所北陸支社	1	H29. 5. 9	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	新潟企業株式会社 水道機工株式会社 株式会社水機テクノス	3	H30. 11. 26	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	フジテコム株式会社	1	R2. 8. 21	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	水ing株式会社 水ingAM株式会社 水ingエンジニアリング株式会社	3	R2. 8. 21	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	水島鉄工株式会社	1	R2. 8. 21	水道施設の応急復旧	水道対策部 統括班
	一般社団法人新潟県下水道管路維持改築協会	1	H20. 10. 29	市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び 応急対策	下水道班
	一般社団法人新潟市下水道管路管理業協会	1	H20. 10. 29	市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び 応急対策	下水道班
	公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部 新潟県支部	1	H27. 7. 9	市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び 応急対策	下水道班
	地方共同法人日本下水道事業団	1	H31. 4. 22	市管理下水道施設等の被災状況調査及び応急 対策	下水道班
	新潟市橋梁維持補修技術協会	1	H21. 10. 30	市管理橋りょうの被害調査及び応急対策	各区建設班
	新潟市管工事業協同組合	1	H22. 3. 26	市管理公共施設等の給排水設備冷暖房設備等 に関する被害調査及び応急対策	建築班
	北陸瓦斯株式会社 一般社団法人新潟県LPGガス協会	2	H9. 3. 26	ガスの供給	市民生活班
	新潟県電気工事工業組合3支部 (新潟支部、燕支部、新津支部)	3	H26. 8. 25	市管理施設等の電気設備に関する調査・応急 対策	総務班
	東北電力ネットワーク株式会社 (新潟電力センター、新津電力センター、新発田 電力センター)	3	R3. 1. 15	災害拠点病院や重要施設等に対する電力設備 の優先復旧及び電源車の提供 電力設備の復旧作業に必要な用地の確保 や道路の復旧	災害対策本部事務局
安達建設興業株式会社	1	R3. 6. 1	ポンプ場等の応急対策	下水道班	
一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部 一般社団法人日本石材産業協会	2	R4. 6. 15	石造物や土石等の応急対策	災害対策本部事務局	
物資 供給	サトウ食品株式会社	1	H17. 4. 11	食糧の供給・運搬	市民生活班
	株式会社日本フードリンク	1	H17. 5. 13	食糧の供給・運搬	市民生活班
	株式会社総合フードサービス	1	H17. 5. 13	食糧の供給・運搬	市民生活班
	株式会社グリーンフードサービス	1	H17. 5. 13	食糧の供給・運搬	市民生活班
	森永製菓株式会社関東信越支店	1	H21. 6. 2	食糧供給・輸送	市民生活班
	亀田製菓株式会社	1	H21. 8. 28	食糧供給・輸送	市民生活班
	山崎製パン株式会社新潟工場	1	H25. 4. 1	食糧供給・輸送	市民生活班
	新潟市職員生活協同組合	1	H21. 10. 1	職員用食糧供給・輸送	職員班

区分	協定団体名	団体数	協定締結日	協定内容	連絡調整担当班(局)
物資供給	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	1	H17. 5. 6	飲料水の供給・運搬、一部自動販売機内在庫の無償提供	市民生活班
	ダイドービバレッジサービス株式会社 新潟営業所	1	H21. 1. 23	飲料水の供給・運搬、一部自動販売機内在庫の無償提供	市民生活班
	サントリービバレッジサービス株式会社	1	H22. 6. 1	飲料水の供給・輸送	市民生活班
	麒麟山酒造株式会社	1	H19. 3. 18	飲料水の運搬(応急給水支援)	水道対策部 統括班
	第一環境株式会社	1	H29. 5. 9	応急給水活動の支援、市民への広報活動	水道対策部 統括班
	新潟県牛乳輸送株式会社	1	H30. 11. 26	飲料水の運搬(応急給水支援)	水道対策部 統括班
	イオンリテール株式会社 ※:一部個別協定あり	1	H20. 7. 1	食糧・衣料・日用品等の供給、店舗を避難場所として提供	市民生活班
	株式会社ファミリーマート	1	H26. 8. 20	食料品・飲料水・日用品等の供給	市民生活班
	NPO法人コメリ災害対策センター	1	H27. 7. 8	日用品等物資の供給、市内大型店駐車場を物資集積拠点等として提供	市民生活班
	株式会社カインズ	1	H29. 3. 17	日用品等物資の供給	市民生活班
	株式会社バイタルネット	1	H31. 2. 1	一般用医薬品、衛生用品等の供給	市民生活班
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂	2	R1. 9. 27	食料品・飲料水・日用品等の供給、帰宅困難者支援	市民生活班
	スポーツクラブNAS株式会社	1	R1. 6. 13	災害時の物資支援	市民生活班
	株式会社ゼンリン新潟・長野エリアグループ	1	H29. 3. 21	地図製品等の供給	災害対策本部事務局
	株式会社アクティオ	1	H23. 9. 15	仮設トイレ、自家発電機	(仮設トイレ) 環境総務班 (自家発電機) 市民生活班
	株式会社レンタルのニッケン信越支店	1	H28. 12. 12	仮設トイレ、発電機	(仮設トイレ) 環境総務班 (発電機) 市民生活班
	有限会社エムテック	1	H28. 12. 12	仮設トイレ	環境総務班
	オロシベ産業株式会社	1	H28. 12. 12	仮設トイレ	環境総務班
	有限会社ケイ・エス・ケイ	1	H28. 12. 12	仮設トイレ	環境総務班
	株式会社ダイワテック	1	R3. 8. 1	仮設トイレ	災害対策本部事務局
	セッツカートン株式会社	1	H24. 1. 4	段ボールパーテーション、段ボールベッド等	市民生活班
新潟市量業組合	1	H26. 3. 20	避難所等への量の搬送	市民生活班	
株式会社スノーピーク	1	H30. 8. 29	アウトドア用品の提供	市民生活班	
アークランドサカモト株式会社	1	H29. 9. 26	支援物資の優先的提供	市民生活班	
川崎グループ	1	H19. 1. 26	燃料供給	総務班	
株式会社ローソン	1	R4. 3. 1	食料品・飲料水・日用品等の供給	市民生活班	
輸送	新潟県トラック協会新潟支部	1	H9. 3. 26	物資の輸送	市民生活班
	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	1	H16. 3. 22	物資の輸送	市民生活班
	新潟県トラック協会新津支部	1	H21. 3. 1	物資の輸送	市民生活班
	ヤンマーアグリジャパン株式会社 関東甲信越支社	1	H27. 6. 30	物資の輸送	市民生活班
	佐川急便株式会社新潟営業所	1	H29. 3. 13	支援物資配送協力	市民生活班
	新潟運輸株式会社	1	H30. 2. 20	支援物資配送協力	市民生活班
	日本通運株式会社新潟支店	1	H30. 3. 8	支援物資配送協力	市民生活班
	ヤマト運輸株式会社新潟主管支店	1	R4. 6. 1	支援物資配送協力	市民生活班

区分	協定団体名	団体数	協定締結日	協定内容	連絡調整担当班(局)
	一般社団法人AZ-COM丸和支援ネットワーク	1	R4. 7. 1	支援助物資配送協力	市民生活班
	信濃川ウォーターシャトル株式会社	1	H20. 3. 25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班
	株式会社信濃川観光開発	1	H20. 3. 25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班
	信濃川漁業協同組合	1	H20. 3. 25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班
廃棄物	新潟市清掃委託連絡会	1	H25. 6. 7	家庭系一般廃棄物の収集運搬	環境総務班
	新潟県環境検査協会	1	R3. 5. 31	有害物質等の環境調査	環境総務班
市民相談	新潟県行政書士会	1	H25. 7. 9	被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行	市民生活班
	新潟県土地家屋調査士会 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2	H26. 12. 18	災害時における家屋調査、り災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	(家屋調査) 調査班 (相談所) 市民生活班
	新潟県弁護士会	1	R3. 6. 25	災害時における法律相談会の開催	市民生活班
	独立行政法人住宅金融支援機構	1	R3. 9. 1	災害時の住宅再建及び住宅ローン返済等に関する住宅相談会開催、災害復興住宅融資の実施	建築班
医療	一般社団法人新潟市医師会 一般社団法人新潟市歯科医師会 一般社団法人新潟市薬剤師会	3	R1. 11. 27	医療救護活動への協力	医療対策班
保健衛生	一般社団法人新潟県ベストコントロール協会	1	H17. 7. 14	感染症発生時等における防疫業務	環境衛生班
遺体安置	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	1	H18. 6. 13	遺体の搬送・安置、帰宅困難者への避難場所提供、炊き出し支援、物資提供、入浴・洗髪等の生活支援	(遺体関係) 遺体埋火葬班 (避難場所) 福祉総務班 (物資提供) 市民生活班
避難者等受け入れ	社会福祉法人愛宕福祉会_他68施設	1	H24. 10. 1	福祉避難所の開設及び運営	要配慮者班
	古町ルフル管理組合法人	1	R2. 3. 1	避難者の受け入れ	中央区本部事務局
	学校法人 ノートルダム新潟清心学園	1	R2. 9. 30	避難者の受け入れ	災害対策本部事務局
	新潟日報 黒埼本社	1	H26. 12. 24	避難者の受け入れ	西区本部事務局
	JA新潟かがやき	1	H26. 11. 5	避難者の受け入れ	南区本部事務局
	新潟電子工業株式会社	1	H30. 6. 12	避難者の受け入れ	南区本部事務局
	日本中央競馬会 新潟競馬場	1	H29. 2. 23	応援職員受け入れ等	総務班
	新潟市旅館ホテル協同組合	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
	岩室温泉旅館組合	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
	株式会社イタリア軒	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
	株式会社グリーンズ	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
	株式会社新潟第一ホテル	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
	株式会社新潟グランドホテル	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
	株式会社ホテル新潟	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
	株式会社ホテルオークラ新潟	1	R2. 12. 24	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局
株式会社関越共進	1	R3. 9. 1	災害時における宿泊施設の提供等	災害対策本部事務局	
災害対応支援	公益財団法人 新潟市開発公社	1	H29. 2. 24	指定管理施設における災害対応への支援	災害対策本部事務局
	公益財団法人 新潟市海洋河川文化財団	1	H30. 1. 11	指定管理施設(駐車場)における災害対応への支援	水道対策部 統括班

民間団体との災害時応援協定締結状況

令和5年3月31日現在

区分	協定団体名	団体数	協定締結日	協定内容	連絡調整担当班(局)
災害 対応 支援	一般社団法人全国クレーン建設業協会新潟県支部	1	H28. 10. 13	災害応急対策業務に伴う車両等の移動	土木班
	全日本高速道路レッカー事業協同組合	1	H28. 10. 13	災害応急対策業務に伴う車両等の移動	土木班
	一般社団法人日本自動車連盟新潟支部	1	H28. 10. 13	災害応急対策業務に伴う車両等の移動	土木班
		156	団体		

※1: 東区本部事務局・西区本部事務局が締結

※2: 南区本部事務局が締結



